

国自基第245号の3  
国自審第2680号の3  
令和5年3月24日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長  
(公印省略)

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」の一部改正について  
(依命通達)

今般、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付自技第269号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部を改正する通達 新旧対照表

改正 令和5年3月24日付け国自基第245号、国自審第2680号

○ 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部改正

改正 後	改正 前
<p style="text-align: center;"><b>走行環境条件の付与の実施要領</b></p> <p><b>第1～第4</b> (略)</p> <p><b>第5 申請書及び添付書類</b></p> <p>1 走行環境条件の付与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</p> <p>(1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面（第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p>(2) 申請に係る装置の外観図（第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p>(3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況（以下「走行環境状況」という。）で使用されるものと仮定した場合（必要に応じて、道路、自動運行補助施設（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第5号に規定するものをいう。）その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。）において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面（第4第1項（3）及び（4）の者においては、公的試験機関若</p>	<p style="text-align: center;"><b>走行環境条件の付与の実施要領</b></p> <p><b>第1～第4</b> (略)</p> <p><b>第5 申請書及び添付書類</b></p> <p>1 走行環境条件の付与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(1) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況（以下「走行環境状況」という。）で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面（第4第1項（3）及び（4）の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合に</p>

しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。）

(4) (略)

(5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けられるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面（当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）

(6) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車及び適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)

(7) ~ (9) (略)

(10) 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面(第4第1項(3)及び(4)の者に限る。)

(11) ~ (13) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣

において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

(2) (略)

(3) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けられるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面（当該記載の内容が(1)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）

(4) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項第1号(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車及び適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)

(5) ~ (7) (略)

(新設)

(8) ~ (10) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

5 (略)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなること等により、走行環境条件の付与の取消しを求めめる場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。

7 (略)

8 施行規則第31条の2の2の規定に基づき条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づき既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

## 第6 審査

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合すること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) (略)

(2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。

(3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認められる場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされないと仮定して審査するものとする。

## 第7 遵守事項の付与等

(略)

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(1)、(3)及び(4)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

5 (略)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなること等により、走行環境条件の付与の取消しを求めめる場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。

7 (略)

(新設)

## 第6 審査

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、申請のあった走行環境条件が次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) (略)

(2) 走行速度が制限速度超えである等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。

(3) 通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

(新設)

## 第7 遵守事項の付与等

(略)

(1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項（4）の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定期則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていること。（第4第1項（3）又は（4）の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合においては、当該自動車は、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができている組織で管理されていること。）

二・三 (略)

四 当該装置の改造（プログラム等の改変を含む。以下同じ。）、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの（技術的内容を記載した書面（第5第1項（5）の書面）の変更が必要となる場合を含む。）を行う場合（使用者が行う場合も含む。）は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更有る場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。（ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合（付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。）及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。）

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。（第4第1項（1）及び（2）の者から申請があった場合に限る。）

七 (略)

(2) 使用者に対する遵守事項

一・二 (略)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、（1）四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

(1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項（4）の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項第1号（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定期則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていること。（無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合においては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができている組織で管理されていること。）

二・三 (略)

四 当該装置の改造（プログラム等の改変を含む。以下同じ。）、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置が保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの（技術的内容を記載した書面（第5第1項（3）の書面）の変更が必要となる場合を含む。）を行う場合（使用者が行う場合も含む。）は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更有る場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。（ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合（付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。）及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。）

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。（第4第1項（1）及び（2）の者から申請があった場合に限る。）

七 (略)

(2) 使用者に対する遵守事項

一・二 (略)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、（1）四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであつて、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 (略)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

第8 (略)

### 第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣(国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。)及び地方運輸局長(取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであつて、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 (略)

七 第5第6項により走行環境条件付与取消届出書を提出した場合及び第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

(新設)

第8 (略)

### 第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の届出があったときは、走行環境条件の付与の取消処分を行うものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

(新設)

は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

3・4 (略)

第1号様式 (第5関係)

走行環境条件付与申請書	年 月 日
国土交通大臣 (又は地方運輸局長) 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	印
記	
<p>下記の<u>自動運行装置</u>について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p>	
式	
1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式	
2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況	
3 省略する添付資料	
<u>4</u> 当該装置の作動中における運転者の要否	

備考 (1)～(4) (略) (日本産業規格A列4番)

(5) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者 (細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。) の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

2・3 (略)

第1号様式 (第5関係)

走行環境条件付与申請書	年 月 日
国土交通大臣 (又は地方運輸局長) 殿	
申請者の氏名又は名称 住 所	印
記	
<p>下記の<u>装置</u>について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p>	
式	
1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式	
2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況	
3 省略する添付資料	
<u>(新設)</u>	

(日本産業規格A列4番)

備考 (1)～(4) (略)

(新設)

走行環境条件付与取消申請書		年 月 日
国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿		
申請者の氏名又は名称 住 所		
下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいので、別添の書類を添えて申請します。		
記		
1	走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	
2	自動運行装置の名称及び型式	
3	取消し事由	
4	事由が生じた年月日	

備考  
 (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とす。  
 (2) (略)  
 第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与書	番 号
-----------	-----

走行環境条件付与取消届出書		年 月 日
国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿		
届出者の氏名又は名称 住 所		
下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいので、別添の書類を添えて届出します。		
記		
1	走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	
2	自動運行装置の名称及び型式	
3	取消し事由	
4	事由が生じた年月日	

備考  
 (1) 届出者の氏名については、届出者が法人である場合は、法人の代表者とす。  
 (2) (略)  
 第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与書	番 号
-----------	-----



年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動運行装置については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けられることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

(1) 当該装置を取り付けられることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合においては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合においては、製造番号等の車台番号が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））

(2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合においては、走行環境条件において、その内容を注記する。

(3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けられることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- (新設)
- 4 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

2 「当該装置を取り付けられることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲」については、車台番号が特定できる場合においては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合においては、製造番号等の車台番号が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））

(新設)

(新設)

第7号様式 (第8関係) (略)  
第8号様式 (第8関係)

国土交通大臣殿 地方運輸局長殿 (単名)	国土交通大臣 (又は地方運輸局長)	号 日 番 年 月
走行環境条件付与の通知について		
別紙走行環境条件付与書 (写) のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。		

(日本産業規格 A 列 4 番)

第9号様式 (第9関係)

走行環境条件付与取消通知書	号 日 番 年 月
殿	国土交通大臣 (又は地方運輸局長)
下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。	
記	

第7号様式 (第8関係) (略)  
第8号様式 (第8関係)

国土交通省殿 地方運輸局長殿 (単名)	国土交通大臣 (又は地方運輸局長)	号 日 番 年 月
走行環境条件付与の通知について		
別紙走行環境条件付与書 (写) のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。		

(日本産業規格 A 列 4 番)

(新設)

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

(日本産業規格A列4番)

第10号様式 (第9関係)

(新設)

号 日  番 年 月	国土交通大臣殿 地方運輸局長殿 (単名)  国土交通大臣 (又は地方運輸局長)  走行環境条件付与取消の通知について  別紙走行環境条件付与取消通知書(写)のとおり走行環境 条件の付与を取り消したので、通知します。
---------------------------	---

(日本産業規格A列4番)

参考様式 (第5関係) (略)

参考様式 (第5関係)

(略)

附則 (令和5年3月24日)

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付け  
自技第269号)別添 走行環境条件の付与の実施要領

施行日：令和2年4月1日

改正：令和2年12月9日国自基第117号、国自審第1658号、国自整第218号  
令和5年3月24日国自基第245号、国自審第2680号

## 第1 適用

道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)  
第31条の2の2の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長(沖縄総合事務局  
長を含む。以下同じ。)が行う自動運行装置への条件(以下「走行環境条件」という。)  
の付与は、本要領によるものとする。

## 第2 用語

この要領における用語の定義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以  
下「法」という。)、施行規則、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第6  
7号。以下「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示  
(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)に定めるもの  
のほか、次に定めるところによる。

- (1)「輸入自動車特別取扱の届出」とは、「輸入自動車特別取扱制度について(依  
命通達)」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添「輸入自動車  
特別取扱制度」別紙「輸入自動車特別取扱要領」に規定する届出をいう。
- (2)「使用過程車」とは、既に運行の用に供している自動車をいう。

## 第3 走行環境条件の付与を申請することができる装置

走行環境条件の付与を申請することができる装置は、自動車(二輪自動車、側車付  
二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小  
型特殊自動車並びに被牽(けん)引自動車を除く。)に備えようとする又は備えられた  
自動運行装置とする。

## 第4 申請者等

- 1 走行環境条件の付与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当す  
る者とする。
  - (1)自動運行装置又は自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自  
動車の型式の指定の申請をしようとする者又は法第99条の3第1項の許可(同  
項に規定する特定改造等に係るプログラム等の改変により、自動運行装置を備  
えようとする又は自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする

- る場合に限る。)の申請をしようとする者
- (2) 自動運行装置を備えようとする自動車について、輸入自動車特別取扱の届出をしようとする者
  - (3) (1)及び(2)以外の者であって、自動運行装置を備えようとする自動車について、新規検査又は予備検査を受けようとする者
  - (4) 使用過程車に新たに自動運行装置を備えようとする者又は使用過程車に備えられた自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする者((1)に該当する者を除く。)
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者(法人にあっては、その代表者。以下同じ。)に代わって走行環境条件の付与の申請を行うことができる。この場合は、第5第1項に規定する申請書に委任状を添付するものとする。
- (1) 国、地方公共団体等の長から走行環境条件の付与の申請を委任された者
  - (2) 法人の代表者から走行環境条件の付与の申請を委任された当該法人の営業所等の長

## 第5 申請書及び添付書類

- 1 走行環境条件の付与を申請しようとする者(以下「申請者」という。)で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。
- (1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
  - (2) 申請に係る装置の外観図(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
  - (3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するものをいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した

場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

- (4) 申請に係る装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲(車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載すること。(車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載すること。(第4第1項(3)の者に限る。)))
- (5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
- (6) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があつた場合であつて、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)
- (7) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置を備える自動車又は特定共通構造部が、保安基準第17条の2第3項及び保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。なお、後者において、保安基準第55条に基

づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全措置に適合していることを証する書面に代えることができる。）

- (8) 第7で付される遵守事項の誓約書
- (9) 使用者への走行環境条件及び遵守事項の周知の方法を記載した書面（第4第1項（1）及び（2）の者に限る。）
- (10) 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面（第4第1項（3）及び（4）の者に限る。）
- (11) 申請に係る装置を備える自動車の車台番号の拓本若しくは写真又は製作証明書若しくは通関証明書の写し（第4第1項（3）の者に限る。）
- (12) 申請に係る装置を備える自動車の車検証の写し及び車台番号の拓本又は写真（第4第1項（4）の者に限る。）
- (13) その他国土交通大臣又は地方運輸局長が必要と認めた書面

第4第1項（1）及び（2）の者	第4第1項（3）の者	第4第1項（4）の者
正本1通	正本及び副本各1通	正本及び副本各1通
国土交通大臣	走行環境条件の付与を受けようとする自動運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの地方運輸局長。以下同じ。）	走行環境条件の付与を受けようとする自動運行装置を備えようとする自動車又は付与された走行環境条件を変更しようとする自動運行装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
自動運行装置、自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請、法第99条の3第1項の許可の申請又は、自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出と同時	自動運行装置を備えようとする自動車の、新規検査又は予備検査の前（当該検査まで相当期間の余裕を持って提出すること）	事由が生じた日以後遅滞なく

2 第1項に規定する申請において、第4第1項（3）及び（4）の者であって、同一の申請者が複数の自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4第1項(1)及び(2)の者は、既に付与を受けた自動運行装置と、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲についてのみ異なる装置について付与を申請する場合には、第2号様式による既付与装置走行環境条件付与申請書に、当該取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、国土交通大臣に提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。
- 5 申請者は、走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第8第1項の規定により走行環境条件付与書の交付を受けた者の氏名若しくは名称及び住所、当該自動運行装置の名称若しくは型式について変更があった場合は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第4号様式の走行環境条件付与書記載事項変更申請書に、当該変更内容についての資料及び走行環境条件付与書を添付して、速やかに提出するものとする。この場合、第1項の規定にかかわらず、当該資料の提出をもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。
- 7 地方運輸局長は、第1項及び第3項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等(兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。)の経由を定めることができる。
- 8 施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。



## 第6 審査

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
  - (1) 当該走行環境条件を付与したと仮定した場合において、当該走行環境条件の付与を受けた装置が、保安基準第48条に定める基準に適合するものであること。
  - (2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。
  - (3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。
- 2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされていると仮定して審査するものとする。

## 第7 遵守事項の付与等

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を行う場合は、申請者及び使用者に対して、それぞれ次に掲げる遵守事項を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、申請者及び使用者に対して、次に掲げる遵守事項以外の遵守事項を付すことができる。

### (1) 申請者に対する遵守事項

- 一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。)
- 二 当該装置を備える自動車が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項(いずれも保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全

措置)に適合していること。

三 適時に、自動車検査証の備考欄の記載を変更すること等により、使用者及び運転者への走行環境条件及び遵守事項の周知を徹底すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

四 当該装置の改造(プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの(技術的内容を記載した書面(第5第1項(5)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を返納すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

## (2) 使用者に対する遵守事項

一 当該装置を備える自動車を使用しようとするときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等(軽自動車検査協会事務所支所及び事務所分室を含む。以下同じ。)において、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨の記入を受けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

二 当該装置を備える自動車に、走行環境条件付与書(走行環境条件が変更された場合にあつては、変更後の走行環境条件付与書)を備え付けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の

者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を返納すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

## 第8 走行環境条件の付与・走行環境条件付与書の交付

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、走行環境条件の付与を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく遵守事項を付したうえで、走行環境条件の付与を行い、第6号様式による走行環境条件付与書を申請者に交付するものとする。
- 2 第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合において、地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、直ちに当該走行環境条件の付与に係る装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの運輸支局。以下同じ。)等の長及び軽自動車検査協会事務所(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの軽自動車検査協会事務所。以下同じ。)等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第7号様式により走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、国土交通大臣(国土交通大臣が交付を行った場合を除く。)及び地方運輸局長(交付を行った地方運輸局長を除く。)に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により、走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。なお、国土交通省から警察庁に対しても同様の情報を提供するものとする。(地方運輸局長から国土交通大臣へ通知のあったものを含む。)
- 4 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、申請のあった走行環境条件が第6に掲げる基準に適合していないと認める場合又は第7

の遵守事項に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、走行環境条件の付与をしないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合においては、地方運輸局長は、当該走行環境条件の付与に係る装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等に通知するものとする。

## 第9 行政処分等

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査（同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣（国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。）及び地方運輸局長（取消しを行った地方運輸局長を除く。）に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。
- 2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、第8の付与を受けた自動運行装置を備える自動車の運行状況の把握に努めるものとする。
- 4 走行環境条件の付与を受けた自動車（道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）の適用を受けるものに限る。）の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合には、走行環境条件の付与は失効するものとする。

附則（令和2年4月1日）

（適用時期）

- 1 この要領は、施行の日以降の走行環境条件の付与の申請から適用する。

附則（令和2年12月9日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。
- 2 令和4年6月30日以前の申請にあつては、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部改正による第5第1項第4号の規定にかかわらず、本改正前の第5第1項第4号の規定に適合するものであればよい。

附則（令和5年3月24日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

第1号様式（第5関係）

走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
- 2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
- 3 省略する添付資料
- 4 当該装置の作動中における運転者の要否

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況については、以下に掲げる状況を記載する。
  - ・「道路状況及び地理的状況」：道路の構造や場所など時間的に変化しない静的な状況
  - ・「環境状況」：天候及び他の交通の状態を含む、時間的に変化する動的な状況、かつ、自転車以外に係る状況
  - ・「走行状況」：自転車の速度及び運転者の状態を含む、時間的に変化する動的な状況、かつ、自転車に係る状況
  - ・「その他の状況」：遠隔操作による自動運転車の遠隔地に遠隔監視・操作要員が存在していることなど前号各号のいずれかひとつに分類することができない状況
- (4) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。
- (5) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

既付与装置走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

下記の自動運行装置について、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を変更して、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容及び変更事由

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容については、添付資料に代えることができる。

第3号様式（第5関係）

走行環境条件付与変更申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件に関連する道路交通インフラや道路交通法規等が変更される（又はされた）ため、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 道路交通インフラや道路交通法規等の変更事項
- 4 申請の変更事項及び変更事由

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。



第4号様式（第5関係）

走行環境条件付与書記載事項変更申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称  
住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件付与書の記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 変更事項及び変更事由
- 4 変更年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与取消申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称

住 所

下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取消し事由
- 4 事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

走行環境条件付与書

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動運行装置については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））
- (2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあつては、走行環境条件において、その内容を注記する。
- (3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

番 号  
年 月 日

運輸支局長 殿  
自動車検査登録事務所長 殿  
軽自動車検査協会 事務所長 殿  
事務所支所長 殿  
事務所分室長 殿（単名）

地方運輸局長

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、走行環境条件付与申請書（副）を添えて通知します。

（日本産業規格A列4番）

第8号様式（第8関係）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿  
地方運輸局長 殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

走行環境条件付与取消通知書

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。

記

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

（日本産業規格A列4番）

第10号様式（第9関係）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿  
地方運輸局長 殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与取消の通知について

別紙走行環境条件付与取消通知書（写）のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

参考様式（第5関係）

年 月 日
国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿
申請者の氏名又は名称 住 所
誓 約 書
弊社が使用する名称、型式の装置（を備える車名、型式、車台番号の自動車）について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づく走行環境条件の付与の申請に際し、下記のとおり誓約します。
走行環境条件の付与に際し付された遵守事項を遵守します。また、使用者が申請者と異なる場合には、使用者に対して、使用者に対する遵守事項を遵守するよう申し送りをします。

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (3) 装置を備える自動車について記載する場合、型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。また、車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号を記載する。



国自整第 266 号の 2  
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿  
一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長 殿  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長 殿  
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長 殿  
日本自動車輸入組合 理事長 殿  
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長 殿  
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長 殿  
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長  
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正  
について

標記につきまして、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知  
しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹  
底方お願い致します。

別添

国自整第 266 号  
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正  
について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年国土交通省令第 66 号）（以降、改正省令という。）が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第 2 条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）の規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け国自整第 353 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）  
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p>国自整第353号 令和2年4月1日 <u>国自整第266号</u> <u>最終改正 令和5年3月27日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略） 第1節 用語の定義 (1)～(5)（略） <u>(6) 「特定整備」とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。</u> <u>(7) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定す</u></p>	<p>国自整第353号 令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次（略） 第1節 用語の定義 (1)～(5)（略） <u>(6) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定す</u></p>

る自動車の整備又は改造をいう。  
(7) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。

(8) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。

第2節～第4節（略）

附則

1. ～5.（略）
6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

7.（略）

(新設)

る自動車の整備又は改造をいう。  
(8) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。

(9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。

第2節～第4節（略）

附則

1. ～5.（略）
6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

7.（略）

附則（令和5年3月27日 国自整第266号）

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。

2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。

3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキヤンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

別添1～別添2（略）	別添1～別添2（略）
別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領	別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
目次（略）	目次（略）
第1（略）	第1（略）
第2 指定自動車整備事業の指定基準	第2 指定自動車整備事業の指定基準
1～2（略）	1～2（略）
3 検査の設備の共同使用	3 検査の設備の共同使用
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
(3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキヤンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。	(3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
(4)～(5)（略）	(4)～(5)（略）

4～5 (略)

第3～第6 (略)

別添3の2～別添5 (略)

別紙1 (略)

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

4～5 (略)

第3～第6 (略)

別添3の2～別添5 (略)

別紙1 (略)

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備考
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>8</u>	<u>検査用スキヤ ンツール</u>	<u>△</u>	<u>二</u>	<u>大型特殊自 動車及び二 輪の小型自 動車以外の 自動車に対 象としない 場合は不要</u>

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備考
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していないなければならないことを示す。  
 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していないなければならないことを示す。

別紙2の3 (略)

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)
F	1～ 4	(略)	(略)	(略)
	5	<u>シツクネス・ゲージ</u>	(略)	(略)

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していないなければならないことを示す。  
 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していないなければならないことを示す。

別紙2の3 (略)

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)
F	1～ 4	(略)	(略)	(略)
	5	<u>シツクネス・ゲージ</u>	(略)	(略)

	6～17	(略)	(略)	(略)	(略)
G～H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の5 特殊整備工場 (タイヤ整備作業)

種別	番号	項目	基準	備考
A～C	(略)	(略)	(略)	(略)
D	1	<u>タイヤ・チェン</u> <u>ジヤ</u>	(略)	(略)
	2～8	(略)	(略)	(略)
E～F	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

- I
- (1) (略)
- (2) ア～エ (略)
- オ 指定規則第2条第1項第2号イ～チまでの自動車検査用機械器具に

	6～17	(略)	(略)	(略)
G～H	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の5 特殊整備工場 (タイヤ整備作業)

種別	番号	項目	基準	備考
A～C	(略)	(略)	(略)	(略)
D	1	<u>タイヤ・チェン</u> <u>ジヤ</u>	(略)	(略)
	2～8	(略)	(略)	(略)
E～F	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

- I
- (1) (略)
- (2) ア～エ (略)
- オ 指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に



係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

2～5 (略)

6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)

(1) (略)

(2) 添付書類

ア (略)

イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

(ア) (略)

(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

2～5 (略)

6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)

(1) (略)

(2) 添付書類

ア (略)

イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

(ア) (略)

(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

<p>1～2 (略)</p> <p>3 作業場の基準の解釈</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（音響計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙3の3～3の8 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 作業場の基準の解釈</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（音響計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙3の3～3の8 (略)</p>
---	--

別添

## 自動車整備事業の取扱い及び指導要領

### 目次

- 第1節 用語の定義
- 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領
- 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領
- 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
- 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

### 第1節 用語の定義

この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をいう。
- (2) 「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）をいう。
- (3) 「優良規則」とは、優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）をいう。
- (4) 「指定規則」とは、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）をいう。
- (5) 「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。
- (6) 「特定整備」とは、法第49条第2項に規定する特定整備をいう。
- (7) 「分解整備」とは、施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (8) 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
- (9) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。

### 第2節 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

法第79条による自動車特定整備事業の認証申請等の取扱いについては、施行規則の規定によるほか、別添1「自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。

### 第3節 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

法第94条による優良自動車整備事業者の認定申請等の取扱いについては、優良規則の規定によるほか、別添2「優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領」により取り扱うものとする。

#### 第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

- 1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。
- 2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。

#### 第5節 整備主任者及び自動車検査員等の研修等

整備主任者及び自動車検査員等の研修等においては、次に掲げる事項により行うものとする。

##### 1 整備主任者研修の実施事項

法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和58年5月23日付け、自整第126号、自安第100号）による取扱いのほか、次に掲げる事項について、別添4「整備主任者研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の構造及びその整備の方法
- ② 自動車の検査方法
- ③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法
- ④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項

##### 2 自動車検査員研修の実施事項

法第94条の4に基づき指定自動車整備事業者が選任し、届け出のあった自動車検査員に対する指定規則第14条に規定する研修については、次に掲げる事項について、別添5「自動車検査員研修実施要領」により行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の取扱方法
- ③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

##### 3 自動車検査員教習の実施事項

自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。

- ① 自動車の検査方法
- ② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法

③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項

#### 4 整備主任者等資格取得講習の実施事項

整備主任者等資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」（令和2年2月6日付け国自整第265号）により行うものとする。

- ① 自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令及び運用等に関すること。
- ② 電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。

#### 附則

1. 本規定は、令和2年4月1日から施行する。
2. 別紙2中種別B欄（電子制御装置点検整備作業場を除く。）の基準については、平成8年6月30日以前に、優良自動車整備事業者の認定を受けた者（事業場の位置を変更するものを除く。）にあつては、廃止前の「指定自動車整備事業規則等の取扱いについて（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について」（平成7年3月27日付け自整第62号）の改正前の種別B欄の基準とする。
3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第6号。以下「改正省令」という。）附則第8条の規定において、法第94条第1項の規定による優良自動車整備事業者の認定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
  - 一 令和3年10月1日以前に、優良自動車整備事業者の認定の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
  - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに優良自動車整備事業者の認定（優良自動車整備事業者認定規則第5条及び第6条に係る認定に限る。）を受けようとしていること
4. 改正省令附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準により判断をする。
  - 一 令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと
  - 二 令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること
5. 改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者

にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

7. 本規定の施行の際現に、平成22年4月30日以前に指定自動車整備事業者が配布を受けた適合証綴にあつては、廃止前の「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）によりなお従前の例によるものとする。

附則（令和5年3月27日 国自整第266号）

1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。

2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。

3. 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

## 別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領

### 目次

- 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等
- 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い
- 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等
- 第4 エーミング作業を実施する場所
- 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

### 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。

### 第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

- 1 自動車特定整備事業に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- 2 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。
- 3 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。
- 4 電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外とする。
- 5 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い  
電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。  
また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。
  - (1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。
  - (2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。
- 6 離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い  
事業場の所在地と所在地を異にする作業場（電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。）については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。

## 7 電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用

次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができる。

- (1) 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (3) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。
- (4) 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に收容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

## 8 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、(1)の場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に收容することができる車両置場が附置されていること。

- (1) 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。
- (2) 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員	3メートル	11メートル



が30人以上のものに限る。)		
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	3メートル	8メートル
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	6メートル
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

### 第3 自動車特定整備事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2の2に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

#### 1 定期点検整備作業に係る料金の掲示

(1) 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。

ア 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。

イ 掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。

(2) 料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。

#### 2 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供

(1) 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。

(2) 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。

また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。

### 3 料金の請求

依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。

### 4 不正改造の禁止

保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。

### 5 法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施

電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。

### 6 エーミング作業の実施における必要な措置

施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。

また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。

### 7 離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い

離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。

- (1) 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。
- (2) 事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。

## 第 4 エーミング作業を実施する場所

エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

## 第5 自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示

- 1 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第 89 条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。
  - (1) 施行規則第 20 号様式備考（7）「施行規則第 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。
  - (2) (1)以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。
- 2 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第 20 号様式（自動車特定整備事業者の標識）の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備（運行補助装置に限る）」場合にあっては、「電子制御装置整備（自動運行装置を除く）」と表示すること。

## 別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領

優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

- (1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号  
実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連
- (2) 優良規則第5条第3号
  - ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
  - イ 機械工具及び計器類の機能及び精度
  - ウ 機械類の配列
  - エ 建屋の構造及び配列
  - オ 作業場及び車両置場の面積（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
  - カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境
  - キ 車両通路の確保
  - ク 機械工具、計器類及び建屋の管理状況
- (3) 優良規則第5条第4号
  - ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況
  - イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況
  - ウ 定期点検の実施体制（一種整備工場及び二種整備工場の場合に限る。）
  - エ 検査の実施体制
  - オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況
  - カ 外注作業のできばえ及びその管理状況
  - キ 使用部品の管理状況
  - ク 機械工具及び計器類の活用状況
  - ケ 整理、整とん
  - コ 工員の経験年数及び作業態度
  - サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況
  - シ 作業能率及びその向上対策
- (4) 優良規則第5条第7号  
整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
- (5) 優良規則第5条第8号
  - ア 事業経営の態度
  - イ 事業場管理責任者の管理能力
  - ウ 保有する工員の数（別紙2から別紙2の5により判定すること。）
  - エ 事業場の立地条件

- オ 営業成績
  - カ 原価の管理状況
  - キ 財務の管理状況
  - ク 事業場の将来性
- (6) 優良規則第5条第9号  
道路運送車両法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれの遵守状況

## 別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領

### 目次

- 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等
- 第2 指定自動車整備事業の指定基準
- 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等
- 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）
- 第5 自動車検査員の服務
- 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

### 第1 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙3によることとする。

### 第2 指定自動車整備事業の指定基準

#### 1 設備、技術及び管理組織

法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次の(1)から(8)までの基準により判定すること。この場合において、(2)ア及びオ、(3)のオ、(6)、(7)のイ及びウについては、別紙3の2により判定すること。

(1) 法第48条第1項の点検に付随して行われる整備作業（施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。）の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。

(2) 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 機械工具及び計器類の種類及び数量（別紙3の2により判定）

イ 機械工具及び計器類の機能及び精度

ウ 機械類の配列

エ 建家の構造及び配列

オ 作業場及び車両置場の面積（別紙3の2により判定）

カ 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境

キ 車両通路の確保

ク 機械工具、計器類及び建家の管理状況

(3) 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況

イ 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況

ウ 定期点検の実施体制

エ 検査の実施体制

オ 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別紙3の2により判定）

カ 外注作業のできばえ及びその管理状況

キ 使用部品の管理状況

ク 機械工具及び計器類の活用状況

ケ 整理、整とん

コ 工員の経験年数及び作業態度

サ 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況

シ 作業能率及びその向上対策

(4) 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。

(5) 工員の組織及び配置が合理的であること。

(6) 整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別紙3の2により判定）。

(7) 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。

ア 事業経営の態度

イ 事業場管理責任者の管理能力（別紙3の2により判定）

ウ 保有する工員の数（別紙3の2により判定）

エ 事業場の立地条件

オ 営業成績

カ 原価の管理状況

キ 財務の管理状況

ク 事業場の将来性

(8) 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況により判定すること。

## 2 検査の設備

(1) 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検

査を行うことが可能な範囲内のものであること。

- (2) 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。

### 3 検査の設備の共同使用

自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。
- (2) 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。
- (4) 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。
- (5) 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

### 4 自動車検査員の兼任

自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。

- (1) 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。

### 5 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の取扱い

- (1) 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。
- (2) 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。

## 第3 指定自動車整備事業者の遵守事項等

指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のと



おりとする。

- (1) 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。
- (2) 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。
- (3) 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。
- (4) 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。  
また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。

#### 第4 指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）

指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者へ整備作業の一部を委託することができる。

この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。

- (1) 警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備の内容を把握すること
- (2) (1)で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと
- (3) (2)の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、(2)の整備の適切性等を確認すること
- (4) (3)の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること

## 第5 自動車検査員の服務

自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
- (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。  
ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。
- (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成11年法律第218号）第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
- (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。

## 第6 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い

限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。

- (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。
- (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。
- (3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。

## 別添3の2 紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領

### 目次

- 第1 用紙
- 第2 記載方法
- 第3 適合標章の表示
- 第4 用紙配布等
- 第5 交付状況の把握等

### 第1 用紙

- (1) 保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下「適合標章」という。）となるべき用紙は、次の表のとおりワンライティング方式として編成されていること。

編成	種類	用途
上葉	保安基準適合証（控） 限定保安基準適合証（控）	指定自動車整備事業者の交付控えとする。
中葉	保安基準適合証 限定保安基準適合証	指定自動車整備事業者の交付用とする。
下葉	保安基準適合標章	指定自動車整備事業者の交付用とする。

- (2) (1)の表中の各葉に、指定規則第1号様式及び第2号様式その他保険証明書に係る事項の欄等関係通達により求められるものが、印刷されていること。
- (3) (1)の表中の各葉に、次に掲げる不正防止対策が施されていること。
- ア 指定規則第1号様式及び第2号様式（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに上葉・中葉・下葉からなる一組ごとに固有の9桁の一連番号が印刷されていること。
  - イ 中葉に地紋が印刷されていること。なお、一部の地紋は蛍光インクにより印刷されていること。
  - ウ 下葉に、表面を複写した場合複写した紙にのみ複写をしたものであることが明確に分かる地紋が出る用紙が使用されていること、及び、表面に地紋が印刷されていること。

### 第2 記載方法

- (1) 適合証及び適合標章への記載は、ワンライティング方式であるので、保安基準適合証（控）（限定保安基準適合証（控））として使用する場合を含む。以下「適合

証（控）」という。）にボールペン等で記載すること。

- (2) 指定番号欄には、当該指定自動車整備事業者（以下「指定整備事業者」という。）に付された指定番号を記載すること。
- (3) 交付番号欄には、指定整備事業者における適合証の交付順による暦年又は年度ごとに、別添3の3の第1(1)と重複しない一連番号を記載すること。
- (4) 自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。  
ただし、当該証明欄に点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査員の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。また、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。
- (5) 指定整備事業者の氏名又は名称及び所在地等の欄には、ゴム印により各葉ごとに押印しても差し支えない。
- (6) 次の欄には、当該自動車検査証等の該当事項を転記すること。
  - ア 使用者
  - イ 乗車定員
  - ウ 最大積載量
  - エ 用途
  - オ 車両総重量
- (7) 保険期間欄には、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「保険証明書」という。）の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）を転記すること。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係る保険期間の最後の日を転記することで足りる。
- (8) 適合標章の有効期間起算日を表示する欄には、ボールペン等により黒色で記載すること。
- (9) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (10) 適合標章（表）の自動車登録番号又は車両番号欄には、サインペン等により黒色で記載すること。

### 第3 適合標章の表示

- (1) 「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成20年国土交通省令第59号）による改正後の適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。

ア 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

イ アに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって適合標章の認識が可能となる位置。

(2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

(3) 第2(4)の取扱いにより、適合標章の余白に自動車検査員の署名及び押印がある場合は、当該余白部を折り返し、適合標章と併合して表示するよう依頼者に対して教示すること。

(4) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

#### 第4 用紙配布等

(1) 各地方自動車整備振興会（以下「自動車整備振興会」という。）は、適合証及び適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合証綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。

(2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合証綴の保管及び配布について管理すること。

ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。

イ 配布台帳（別紙3の3及び別紙3の4）を作成すること。

ウ 適合証綴を授受した場合、速やかに適合証綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の3）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第1(3)アに規定する一連番号に関する情報を、記入すること。

エ 印刷不良等の適合証綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の3）の備考欄に記入すること。

オ 適合証綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。

(ア) 配布台帳（別紙3の4）に記入すること。

(イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第5(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の5））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄へ

の記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。

- (3) 自動車整備振興会は、適合証綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合証綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

## 第5 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合証綴の授受出納簿（別紙3の5）を作成し、適合証綴数の収受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合証綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、適合証及び適合標章の交付状況を把握すること。
- (4) 指定整備事業者は、適合証綴を使用後2年間保存しておくこと。
- (5) 指定整備事業者は、次に掲げる不正防止対策を講ずること。
  - ア 適合証又は適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該適合証及び適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
  - イ 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証（控）とともに保存しておくこと。
  - ウ 電算機により適合証又は適合標章の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合は、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、散逸しないよう注意し、適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

## 別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領

### 目次

- 第1 登録情報処理機関に提供する情報
- 第2 適合標章の用紙
- 第3 適合標章の記載方法
- 第4 適合標章の表示
- 第5 用紙配布等
- 第6 交付状況の把握等

### 第1 登録情報処理機関に提供する情報

法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。

ただし、法第16条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。

- (1) 暦年又は年度ごとに一連で、別添3の2の第2(3)と重複しない交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

法第94条の5第4項の点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後に検査の実務を行った年月日とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

- (6) 自動車検査員の氏名

法第94条の5第4項の点検及び検査を行った自動車検査員の氏名とし、当該自動車検査員の権限により入力を行うこと。

法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合、点検及び検査の実務を行った全ての自動車検査員の氏名とする。

- (7) 自動車登録番号又は車両番号
- (8) 車台番号
- (9) 使用者の氏名又は名称及び住所

予備検査にあっては所有者の氏名又は名称及び住所とする。

- (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
- (11) 保険期間

保険証明書の保険期間（自動車損害賠償責任共済証明書の場合は、共済期間）

とする。この場合において、当該自動車にかかる保険証明書が2枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書にかかる保険期間の最初の日から最後の保険証明書にかかる保険期間の最後の日とする。

- (12) 当該指定整備事業者が付された指定番号に基づく整備工場コード

## 第2 適合標章の用紙

適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。

- (1) 指定規則第2号様式の2（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。
- (2) 表面に地紋が印刷されていること。

## 第3 適合標章の記載方法

- (1) 適合標章（表）の有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
- (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
- (3) 適合標章（裏）には、第1(1)から(11)までと同一の情報をプリンタにより印字すること。この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。

## 第4 適合標章の表示

- (1) 適合標章を前面ガラスにはり付けて表示する場合は、適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のアからウまでのいずれかによりはり付ける又は装着すること。なお、この場合、保安基準第29条の規定に注意すること。
  - ア 車室内後写鏡を有する自動車にあつては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
  - イ アに掲げる自動車以外の自動車にあつては、前面ガラスの上部であつて運転者席から最も遠い位置。この場合において、適合標章の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。
  - ウ ア若しくはイによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であつて適合標章の認識が可能となる位置。
- (2) 適合標章を前面ガラスにはり付け又は装着しない場合は、有効期間を記載した表面を自動車の前面から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位



置に、紛失、汚損、棄損等を防止するため、カードケース等に収納して表示すること。

- (3) 有効な自動車検査証及び検査標章が交付され、交付された検査標章を表示した場合において、前面ガラスにはり付けられ又は装着されている適合標章を速やかに取り外すこと。

## 第5 用紙配布等

- (1) 自動車整備振興会は、適合標章となるべき用紙の綴（以下「適合標章綴」という。）を、指定整備事業者からの求めに応じ、配布すること。
- (2) 自動車整備振興会は、次のアからオまでに掲げるところにより、適合標章綴の保管及び配布について管理すること。
  - ア 当該管理の責任者として保管責任者を定めること。
  - イ 配布台帳（別紙3の6及び別紙3の7）を作成すること。
  - ウ 適合標章綴を授受した場合、速やかに適合標章綴の表紙に綴番号を押印し、配布台帳（別紙3の6）の受入欄に当該綴番号を、同台帳備考欄に第2(1)に規定する一連番号に関する情報を、記入すること。
  - エ 印刷不良等の適合標章綴については、処理状況を配布台帳（別紙3の6）の備考欄に記入すること。
  - オ 適合標章綴を指定整備事業者に配布する際は、次に掲げるところによること。
    - (ア) 配布台帳（別紙3の7）に記入すること。
    - (イ) 当該指定整備事業者の授受出納簿（第6(1)の規定に基づき作成されたもの（別紙3の8））の記載内容を確認の上、当該授受出納簿の日付及び受入欄への記入及び取扱者印（振興会）欄への押印を行うこと。
- (3) 自動車整備振興会は、適合標章綴の配布の際、価格を明示すること。なお、適合標章綴は自動車整備振興会が製造者から直接調達し、配布の際に明示する価格は実費相当とし、指定整備事業者から求めがある場合は当該価格について適切に説明すること。

## 第6 交付状況の把握等

- (1) 指定整備事業者は、適合標章綴の授受出納簿（別紙3の8）を作成し、適合標章綴数の收受状況を把握すること。
- (2) 指定整備事業者は、適合標章綴の保管責任者を定め、管理すること。
- (3) 指定整備事業者は、電子適合証及び適合標章の交付状況を把握し、第1(1)から(12)までの情報を2年間管理保存すること。
- (4) 法第94条の5第2項における登録情報処理機関である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会は、指定整備事業者が第6(3)を実施できるよう、電子適合証及び適合標章の交付状況を管理すること。

- (5) 指定整備事業者は、電子適合証の作成にかかる以下の権限についてそれぞれ固有の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）等を定め、適切に管理し、当該番号等が不正に使用されないための措置を講ずること。
- ア 指定整備事業者の事業場を管理する権限
  - イ 指定整備事業者の事業場の職員を管理する権限
  - ウ 電子適合証に係る情報を登録する権限
  - エ 自動車検査員に係る権限
  - オ 電子適合証に係る情報を起票及び入力する権限
- (6) 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して、当該適合標章を2年間保存すること。
- (7) 指定整備事業者は、法第94条の5第2項における承諾を書面又は電磁的方法により2年間保存すること。

## 別添4 整備主任者研修実施要領

### 目次

#### 第1 目的

#### 第2 研修の区分

#### 第1 目的

整備主任者に対し、特定整備時における保安基準適合性の確保等整備主任者が行う業務に必要とされる自動車の構造・機能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

#### 第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

##### 1 法令研修

###### (1) 研修対象者

事業場から届け出されている整備主任者とする。

###### (2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

###### (3) 研修内容

ア 関係法令及びその改正内容

イ 主要通達

ウ 特定整備の作業管理による保安基準適合性の確保

エ 工場管理等

###### (4) 研修時間

2時間以上とする。

###### (5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

###### (6) 研修教材

ア 全国共通の教材の内容は、自動車局整備課が定めることとする。

イ 地域教材の内容は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）、運輸支局（運輸管理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）が定めることとする。

###### (7) 講師

運輸支局職員及び学識経験者とする。

###### (8) 研修の実施方法

ア 研修は、運輸支局長が自動車整備振興会の協力を得て実施する。

イ 自動車検査員に選任されている者であって、同年度の自動車検査員研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者研修のうち法令研修を受けた者として取り扱う。

## 2 技術研修

### (1) 研修対象者

事業場に届け出されている整備主任者とする。

ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場にあつては、整備主任者のうち1名以上を対象としても差し支えないこととする。この場合、研修を修了した整備主任者が当該事業場の他の整備主任者に対して、受講内容について事業場内教育を行うよう指導すること。

### (2) 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回実施する。

### (3) 研修内容

ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法

イ 自動車の特定整備後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等

### (4) 研修時間

実習を含めて6時間以上とする。

### (5) 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、実習については原則として25名以下とする。

### (6) 研修教材

教材は、「整備主任者研修資料（技術編）」（自動車局監修）をテキストとし、実車、主要部品、整備用機器及びビデオ、スライド等視聴覚機材とする。

### (7) 講師

自動車整備振興会職員、学識経験者及び実務経験者とする。

### (8) 研修の実施方法

ア 研修は、自動車整備振興会又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。

(ア) 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等

(イ) 輸入自動車取扱ディーラー

(ウ) 自動車整備商工組合（北海道にあつては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合）

なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。

イ 自動車整備振興会又は支局長認定機関において研修を修了した者は、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく同法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する整備主任者の研修のうちの技術研修を受けた者として取り扱う。

## 別添5 自動車検査員研修実施要領

### 1 目的

自動車検査員に対し、保安基準適合性の判断等自動車検査員が行う業務に必要とされる自動車の構造・装置の状態及びその機能・性能、関係法令、主要通達等について研修を行い、その知識及び技能の向上を図る。

### 2 研修対象者

自動車検査員として選任されている者とする。

### 3 研修実施回数

研修対象者に対して毎年度1回以上実施する。

### 4 研修の項目、内容等

研修項目	研修内容等
(1)自動車整備事業	・自動車整備事業の役割 ・自動車整備事業の課題、問題点等
(2)指定自動車整備事業	・道路運送車両法関係法令 ・指定自動車整備事業者の処分事例等 ・適正な業務運営
(3)自動車検査員の業務	・自動車検査員の役割と職務 ・自動車検査業務 ・自動車検査機器の取扱い
(4)関係法令及び主要通達	・最近の関係法令の改廃 ・主要通達

### 5 研修

3時間以上とする。

### 6 研修人員

同時に研修を受ける者の数は、原則として200名以下とする。

### 7 研修教材

研修教材は、地方運輸局長が適当と認めたものとする。

### 8 講師

運輸支局職員、学識経験者及び地方運輸局長が認めた者

### 9 研修実施方法

地方運輸局長は運輸支局長に対し研修を実施するよう通知し、運輸支局長は自動車整備振興会の協力を得て実施するものとする。

別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)

(1) 記載項目

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 申請者が法人の場合にあっては、役員の名義及び役職名
- ウ 受けようとする自動車特定整備事業の種類
- エ 事業場の名称及び所在地
- オ 電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）
- カ 電子制御装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約を交わした施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地
- キ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類
- ク その他業務の範囲の限定

(2) 添付書面

- ア 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面
- イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード等申請者を特定できる書面
- ウ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面
- エ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- オ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
  - (ア) 設備の基準に係る事項（施行規則第57条第1号から第5号まで）
    - a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
    - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
    - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
    - d 部品整備作業場の面積
    - e 車両置場の間口、奥行
    - f 作業機械の種類毎の名称、能力、数
    - g 作業計器の種類毎の名称、能力、数
    - h 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数
    - i 工具の種類毎の名称、能力、数

j 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）

k 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。

1 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面

(イ) 従業員に係る事項（施行規則第57条第6号及び第7号）

整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

カ 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る。）

2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。（法第81条から第83条まで）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 届出に係る事項

エ 認証番号

(2) 添付書面

ア 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面（法第81条第1項第1号）

イ 役員の変更等に係る届出の場合は、ア並びに変更された役員（新任及び解任）の氏名及び役職名を記載した書面（法第81条第1項第2号）

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面（法第81条第1項第3号）

エ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの変更に係る届出の場合は、1(2)オ(ア) j 及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きを記載した書面（法第81条第1項第4号）

オ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面（法第

81 条第 2 項)

カ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面（法第 82 条第 2 項）

キ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面（法第 83 条第 2 項）

3 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（施行規則第 62 条の 2 の 2 第 2 項）

(1) 記載項目

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

ウ 認証番号

エ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日

オ 統括管理業務の開始日

カ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日

(2) 添付書面

ア 分解整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し

イ 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合（ウに掲げるものを除く。）には、同規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写し

ウ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）にあつては、一級の整備士（一級二輪の整備士を除く。）に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第 57 条第 7 号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し

4 電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を 1 つの書面に記載しても良い。

ア 当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名

イ 当該作業場の所在地

ウ 当該作業場の共同使用の管理者の氏名又は名称

なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号

エ 当該作業場の共同使用に関する契約書の写し

オ 当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面

5 施行規則第 3 条第 8 号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面は、電子制御



装置整備（施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を除く。）を行う事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が契約していることを証する書面の写し

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類	一種整備工場	二種整備工場	備考
		項目			
A	1	工員数	10人以上	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
	3	整備士保有率	1/3以上	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B	1-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする
	1-2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。）	◎	◎	
	2	その他の作業場	◎	◎	

					塗装、鍛冶等の各作業場
	3	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない a は当該事業場の 屋内現車作業場面積
	4	完成検査場	◎	◎	屋内 指定整備工場の検査設備として完成検査場を有している場合（共用設備を使用する場合を含む。）は当該完成検査場で足りる。
C	1	卓上ボール盤	○	—	
	2	オイル・バケット ポンプ	○	○	
	3	ホイール・バラ ンサ	△	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
	4	フリー・ローラ	△	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る（可搬式のものであつて可）
D	1	バルブ・シート・ グラインダ	○	—	
	2	バルブ・リフエー サ	○	—	
	3	バルブ・リフタ	○	—	
	4	シリンダ・ゲージ	○	—	
	5	コンロッド・アラ イナ	○	—	
	6	スプリング・テス タ	○	—	

	7	ラジエータ・キャップ・テスト	○	○	
	8	マイクロ・メータ	○	—	
E	1	メガー	○	—	
	2	電子計測機器	△	△	外部診断器等（電子制御装置整備を行う場合を除く。）
F	1	溶接器	○	—	
G	1	検車装置	○	○	検車台、ピット、リフト等
	2	ホイール・アライメント・テスト又はサイド・スリップ・テスト	△	—	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
	3	ブレーキ・テスト	△	—	
	4	前照灯試験機	△	—	
	5	音量計	△	—	
	6	速度計試験機	△	—	
	7	黒煙測定器又はオパシメータ	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要
	<u>8</u>	<u>検査用スキャンツール</u>	<u>△</u>	<u>—</u>	<u>大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車を対象としない場合は不要</u>

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

別紙2の2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））

種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A	1	工員数	5人以上	3人以上	車体整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	2人以上	自動車車体整備士
B	1 — 1	屋内現車作業場	60 m <sup>2</sup> 以上	50 m <sup>2</sup> 以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低1両分の塗装作業場を含み、その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く。
	1 — 2	電子制御装置点検整備作業場	○	—	電子制御装置整備を行う場合に限る。
	2	その他の作業場	◎	—	機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、機器は1箇所集中されていなくてもよい
	3	車両置場	a×0.3以上	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場の面積
	4	完成検査場	○	○	屋内
	5	洗車場	○	○	
	1	洗車機器	○	—	スチーム・クリーナ、カーワッシャー等
D	1	アーク溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器を含む。
	2	点溶接器	○	○	ガスシールド・アーク溶接器がある場合にはなくてもよい
	3	ガス溶接器	○	○	
	4	車枠矯正装置	○	—	自動車を固定し、車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの。
	5	車体修正機	—	○	自動車を固定し、又は修

					正機を保持具により自動車に固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	6	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	7	板金定盤	○	○	
	8	板金工具一式	○	○	
E	1	スコヤ	○	—	大型のもの
F	1	ボール盤	○	—	卓上用のものでも可
	2	ポータブル・グラインダ	○	○	板金用のもの
	3	サンダ	○	○	板金用及び塗装用各 1
	4	ポリシャ	○	○	
G	1	塗装機器	○	○	スプレーガン等
	2	塗装乾燥装置	○	○	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250w×12 燈クラス以上)
H	1	ヘッドライト・テスト	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスト	○	—	可搬式にても可
	3	フレーム・センターリング・ゲージ	—	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	—	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。

(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していなければならないことを示す。

2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の3 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	電気装置整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車電気装置整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m <sup>2</sup> 以上	現車についての電気装置整備作業を行う場所
	2	屋内電気装置整備作業場	20 m <sup>2</sup> 以上	現車から取り外した電気装置の整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
C	1	オルタネータ・テスト	○	変速装置付電動機、直流電圧、電流計、回転計のあるもの
	2	スタータ・テスト	○	トルク計、直流電圧、電流計のあるもの
	3	オルタネータ・オシロスコープ	○	自動車オルタネータの波形試験のできるもの
	4	グローラ・テスト	○	
	5	バッテリー・テスト	○	
	6	半導体試験器	○	トランジスタ・ダイオード半導体の試験のできるもの
	7	回路試験器	○	
	8	ボルト・メータ	○	
	9	アンペア・メータ	○	
	10	メガー	○	
D	1	プレス	○	
	2	バイス	○	
	3	電気ドリル	○	空圧式のものでも可
	4	マイクロ・メータ	○	
	5	ダイヤル・ゲージ	○	
	6	ガレージ・ジャッキ	○	
	7	エア・コンプレッサ	○	
E	1	充電器	○	急速充電器を含む。
	2	溶接器	○	ハンディ式のものでも可
	3	部品洗浄槽	○	
	4	乾燥装置	○	

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

別紙2の4 特殊整備工場（原動機整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1人以上	二級自動車シャシ整備士、三級自動車シャシ整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く
B	1	原動機分解組立作業場	20 m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場
	2	原動機部品整備作業場	60 m <sup>2</sup> 以上	自動車用原動機の単体部品の機械加工作業等を行う屋内作業場
	3	その他の屋内作業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
	4	受注品置場	a×0.1以上	受注品を収容する場所であって、うち完成品を格納する場所は屋内に限る。 aは原動機分解組立作業場及び原動機部品整備作業場の面積の和を示す
	5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
	6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う場所
C	1	シリンダ・ボーリング・マシン	○	
	2	シリンダ・ホーニング・マシン	○	
	3	サーフェース・グラインダ	○	平面切削盤を含む。
	4	クランクシャフト・グラインダ	○	
	5	ライン・ボーリング・マシン	○	
	6	コンロッド・グラインダ	○	
	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グラインダ	○	



	9	バルブ・リフューサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい
	3	プレス	○	能力が 19.6kN (2 t f) 以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力 9.8kN (1 t f) 以上のもの
	3	作業台	○	縦 1 メートル以上、横 1.5 メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦 500 ミリメートル以上、横 700 ミリメートル以上、深さ 150 ミリメートル以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	○	
	6	洗浄機器	○	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	○	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	○	
	2	マイクロ・メータ	○	
	3	ダイヤル・ゲージ	○	
	4	ノギス	○	最大測定値が 150 ミリメートル以上、単位目盛が副尺利用で 0.05 ミリメートル (1/20 ミリメートル) 以下のもの
	5	シ <del>ツ</del> クネス・ゲージ	○	長さ 75 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わせられているもの
	6	フィーラ・ゲージ	○	長さ 230 ミリメートル以上のリーフが 8 種類以上組み合わせられているもの
	7	直定規	○	断面の幅が 5 ミリメートル以上で高さ 25 ミリメートル以上、長さ 500 ミリメートル以上のもの
	8	定盤	○	縦 450 ミリメートル、横 600 ミリメートル以上のもの
	9	表面アラサ測定機	○	J I S - 0659 表面アラサ標準片でもよい
	10	コンロッド・アライナ	○	
	11	コンプレッション・	○	

		ゲージ		
	12	エンジン・タコ・テスタ	○	
	13	バキューム・ゲージ	○	
	14	タイミング・ライト	○	ガソリン車用のもの
	15	バルブ・スプリング・テスタ	○	
	16	温度計	○	
	17	燃料消費計	○	
G	1	バルブシート・カタ	○	
	2	トルク・レンチ	○	クランク軸の軸受締付ボルト・コンロッド大端ボルト及びシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
	3	作業用工具	○	原動機の分解、組立作業及び部品の脱着作業等に必要なもの（特殊工具を含む）
	4	バルブ・リフタ	○	
	5	ベアリング・レース・プーラ	○	
	6	ギヤ・プーラ	○	
H	1	水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	2	噴射ポンプ・テスタ	○	
	3	原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

- (注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していなければならない。
2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	項目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
B	1	屋内現車作業場	35 m <sup>2</sup> 以上	現車についてのタイヤ整備作業を行う場所
	2	屋内タイヤ整備作業場	20 m <sup>2</sup> 以上	現車から取り外したタイヤの整備作業を行う場所
	3	車両置場	a×0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	○	
C	1	エア・コンプレッサ	○	
	2	エア・減圧弁	○	
	3	リフト	○	ガレージ・ジャッキを含む
	4	インパクト・レンチ	○	
	5	タイヤ・フレータ	○	
D	1	タイヤ・チェンジャー	○	
	2	ビード・ブレーカ	○	
	3	タイヤ・スプレッタ	○	
	4	タイヤ修理機	○	チューブレス・タイヤ修理機を含む
	5	チューブ焼付機	○	
	6	グラインダ	○	
	7	チューブ・テストタンク	○	
	8	チューブ・ハンガ	○	
E	1	作業台	○	
	2	作業用工具	○	タイヤの取り外し、組み付け、修理に必要なもの
	3	タイヤ収納棚	○	タイヤを縦置きに収納できるもの
F	1	ホイール・バランサ	○	
	2	タイヤ・ゲージ	○	高精度ゲージ
	3	デプス・ゲージ	○	
	4	トルク・レンチ	○	
	5	巻尺	○	

(注) ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。

### 別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等

1 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第2項)

#### (1) 記載事項

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 事業場の名称及び所在地
- ウ 対象とする自動車の種類
- エ その他業務の範囲の限定
- オ 認証番号及び認証年月日
- カ 認証を受けた自動車特定整備事業の種類
- キ 認証を受けた自動車特定整備事業における対象とする自動車の種類並びに対象とする整備の種類及び装置の種類
- ク 認証を受けた自動車特定整備事業における業務の範囲の限定
- ケ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号
- コ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けていない者にあつては、次の事項
  - (ア) 実施している整備作業の範囲
  - (イ) 事業場管理責任者の氏名及び略歴
  - (ウ) 主任技術者の氏名及び略歴
  - (エ) 一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数

#### (2) 添付書面

- ア 申請者(法人又は個人企業)及び事業場の沿革を記載した書面
- イ 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面
- ウ 次の状況を記載した事業場平面図
  - (ア) 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積
  - (イ) 自動車検査用機械器具の配置状況
- エ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数
- オ 指定規則第2条第1項第2号イ～リまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面  
上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成

績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。

2 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。(指定規則第1条第2項第5号)

- ア 当該設備の管理責任者の氏名
- イ 当該設備の所在地
- ウ 当該設備の名称、型式及び数
- エ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面
- オ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称
- カ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の法第62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面
- キ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し
- ク 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積

3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)

- ア 事業場の設備を記載した平面図
- イ 作業工程図(アに記載することでも差し支えない。)
- ウ 整備用の主要な設備及び機器の配置図(アに記載することでも差し支えない。)
- エ 事業場組織図
- オ 最近3ヵ月間における月平均の車種別整備実績を定期点検整備、自動車検査に係る整備及びその他の整備に分けて記載した書面
- カ 貸借対照表及び損益計算書  
株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあっては、右欄に掲げる書面でこれに代えて差し支えない。

新規設立会社の場合(前歴がない場合)	最近6ヵ月間の仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合(廃止新規申請の場合を含む)	経過説明書及び事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書

- キ 自動車検査の実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記載した書面

4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合であって、

設備、技術及び管理組織（事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員）に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。

ただし、法第 94 条の 3、第 94 条の 4 又は第 94 条の 8 に基づく処分を受けた場合（処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。）であって、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。

なお、相続であって、被相続人である事業者が事業場管理責任者を兼務し、かつ、相続人が事業場管理責任者として業務を確実にこなせると認められる場合には、事業場管理責任者の変更がないものとみなして差し支えない。

(1) 記載事項

ア 1(1)アからクまでの事項

イ 指定番号

(2) 添付書面

ア 1(2)ア、イ及び 3 エ、カの書面

イ 指定規則第 4 条に基づく次の事項を記載した自動車検査員選任届

(ア) 選任しようとする自動車検査員の氏名及び生年月日

(イ) 選任年月日

(ウ) 自動車検査員の要件が指定規則第 4 条第 1 項第 1 号の要件による者の場合

a 教習修了運輸局

b 教習修了年月日

c 教習修了書番号

(エ) 他の事業場の自動車検査員を兼任する場合には、次の事項を記載した書面

a 兼任する事業場の指定番号

b 兼任する事業場の名称

c 兼任する事業場の所在地

d 兼任する事業場との間の交通の状況及び所要時間

e 当該兼任する事業場の最近 3 ヶ月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面

ウ 法第 94 条の 4 第 5 項に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面

エ 自動車検査員に選任されることへの同意書

5 指定規則第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づく自動車検査員の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。（指定規則第 5 条第 1 項及び第 2 項）

(1) 記載事項

ア 届出者の氏名又は名称及び住所

イ 事業場の名称及び所在地

ウ 指定番号

(2) 添付書面

ア 4(2)イからエまでの書面

イ 指定規則第4条に基づく自動車検査員の要件に該当する者であることを記載した以下の書面

(ア) (イ)に定める者以外の者にあつては、自動車検査員教習修了証書(写し)、自動車検査員教習修了証明書(写し)、自動車検査官又は軽自動車検査員の経験を有する証明書等

(イ) 法第94条の4第4項の規定に基づき自動車検査員の職を解任された者又は法の規定に違反(自動車検査員の解任命令に相当するものに限る。)する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任された者にあつては、自動車検査員再教習修了証書(写し)

ウ 自動車検査員を解任する場合は、解任する自動車検査員の氏名及び解任年月日

6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条)

(1) 記載事項

ア 5(1)アからウまでの事項

イ 届出に係る事項

(2) 添付書面

ア 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面

イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面

(ア) 変更した自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数を記載した書面

(イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面

上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。)の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置点検整備作業場(車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く。)	◎	
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場面積
1-7	完成検査場	◎	屋内



1-8	オイル・バケットポンプ	○	
1-9	ホイール・バランサ	△	ホイールへのタイヤ脱着作業を行う事業場にあつては必要
1-10	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであつても可)。
1-11	ラジエータ・キャップ・テスト	○	
1-12	電子計測機器	△	外部診断器等(電子制御装置整備を行う場合を除く。)
1-13	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。  
2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。  
3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

## 2 要員関係の基準の解釈

### (1) 事業場管理責任者

事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であつて、当該事業場の統括責任者をいい、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 事業計画の決定と執行に関すること。

イ 事業場全般に係る管理業務(指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。)に関すること。

ウ 従業員に対する関係法令の教育に関すること。

### (2) 主任技術者

当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であつて、次のアからウまでの責務を負うものとする。

ア 従業員に対する整備技術の教育に関すること。

イ 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。

ウ 設備機器の管理に関すること。

(3) 工員

常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

(4) 自動車工

シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。

(5) 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

(6) 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工（同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する(3)なお書きに規定する検査工を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができるものと認められる場合には同一人がす

べてを兼務しても差し支えない。

(7) 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。  
また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

3 作業場等の基準の解釈

(1) 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場

ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツールにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

(2) その他の作業場

機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。

(3) 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。

ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。

エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。この場合において、法第75条第1項に基づき型式の指定を受けた自動車の製作者と同一の指定自動車整備事業にあっては、同条第4項に基づく検査の場所を含むものとする。

オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差し支えない。

また、(6)のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換	・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充（交換は否）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点火プラグの交換</li> <li>・エア・クリーナ・エレメントの交換</li> <li>・燃料フィルターの交換</li> <li>・ディストリビュータ・キャップの交換</li> <li>・バルブ、ヒューズの交換</li> <li>・ワイパー・ブレード、ゴムの交換</li> <li>・タイヤの交換（位置交換など）</li> <li>・タイヤの空気圧の調整</li> </ul>
--	---

(4) 車両置場

屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあっては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。

(5) 通路

通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。

ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。

(6) 作業場等の配置

各作業場（検査場等（電子制御装置点検整備作業場を除く。）を含む。）は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

4 整備完了車のできばえ

(1) 車検成績

法第 62 条に規定する継続検査等の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の 3% 以下であること。

なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者（当該事業者が事業者又は役員になっている自動車特定整備事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の 3 年間にわたり受けたことがない者に限る。）が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であつて、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限

り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数（小数点以下切り上げ）にそれぞれ読み替えることができるものとする。

期 間	月平均の持込台数
最近2ヵ月	30台 以上
〃 3ヵ月	20台 〃
〃 4ヵ月	15台 〃
〃 5ヵ月	12台 〃
〃 6ヵ月	10台 〃

別紙3の3 適合証綴配布台帳（元帳） 振興会用

日 付	受 入			支 出			残			備 考	取扱者 印	
	綴 数	綴番号		綴 数	綴番号		綴 数	綴番号				
		自	至		自	至		自	至			
12	15	1,000	1~1000							全官報より		
12	16				10	1~10		900	11~1000		〇〇指定工場へ	
〃	〃				15	11~25		975	26~ 〃		〃	

別紙3の4 適合証綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称					指定番号											
日	付	綴	綴番号		備	考	受者 領印	日	付	綴	数	綴番号		備	考	受者 領印
			自	至								自	至			
12	16	10	1	10												
2	1	20	101	120												
3	1	30	601	630												

別紙3の5 適合証綴授受出納簿 指定整備工場用

事業者及び 事業場の名称					指定番号					
日	付	受 入		使 用			残 綴 数	備 考	取扱者印	
		綴 数	綴番号		綴番号	適合証 交付 書損			標 章 交 付	振 興 会
			自	至						
12	16	15	11	25						
2	1				11	49	1	40	14	
3	1				12	48	2	45	13	



別紙3の6 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（元帳）振興会用

日 付	受 入			支 出			残			備 考	取扱者 印
	綴 数	綴番号		綴 数	綴番号		綴 数	綴番号			
		自	至		自	至		自	至		
12	15	1,000	1~1000							全官報より	
12	16			10	1~10	900	11~1000			〇〇指定工場へ	
〃	〃			15	11~25	975	26~ 〃			〃	

別紙3の7 【電子適合証用】適合標章綴配布台帳（仕分帳）振興会用（指定整備工場ごととする）

事業者及び 事業場の名称					指定番号								
日	付	綴 数	綴番号		備 考	受者 領印	日	付	綴 数	綴番号		備 考	受者 領印
			自	至						自	至		
12	16	10	1	10									
2	1	20	101	120									
3	1	30	601	630									

別紙3の8 【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿 指定整備工場用

事業者及び事業場の名称					指定番号						
日付	受入		使用				残綴数	備考	取扱者印		
	綴数	綴番号		綴番号	適合標章				振興会	工場	
自		至	交付		印刷不良等						
12	16	15	11	25							
2	1				11	49	1	14			
3	1				12	48	2	13			

国自整第 269 号の 2  
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長  
(公印省略)

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、了知いただきますとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 269 号  
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一部改正について

「指定自動車整備事業規則」（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 2 条第 2 項に掲げる自動車検査用機械器具に「検査用スキャンツール」を新たに規定したことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正するので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達は、従前は自動車交通局技術安全部長名で発出されていたところであるが、平成 23 年に行なわれた国土交通省組織令等の一部改正より、自動車交通局技術安全部が廃止されたため、今次通達から改めて自動車局整備課長名の通達として発出することを申し添える。

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」(平成9年2月20日付け自整第23号)の一部改正について  
新旧対照表

		(下線部分は改正部分)									
新	旧										
<p>自整第23号 平成9年2月20日 国自整第269号 最終改正 令和5年3月27日</p> <p><u>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿</u> <u>沖縄総合事務局運輸部長 殿</u></p> <p><u>自動車局整備課長</u></p> <p>本文 (略)</p> <p>記</p> <p>1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法 ア. 第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。</p> <p>第1表(指定自動車整備事業規則別表第二一装置に関する検査(その1))</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1)～(11) (略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</u></td> <td><u>検査用スキヤーツール</u></td> </tr> </table>	(1)～(11) (略)	(略)	<u>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</u>	<u>検査用スキヤーツール</u>	<p>自整第23号 平成9年2月20日</p> <p><u>各地方運輸局長 殿</u> <u>沖縄総合事務局長 殿</u></p> <p><u>自動車交通局技術安全部長</u></p> <p>本文 (略)</p> <p>記</p> <p>1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法 ア. 第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。</p> <p>第1表(指定自動車整備事業規則別表第二一装置に関する検査(その1))</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1)～(11) (略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table>	(1)～(11) (略)	(略)	(新設)			
(1)～(11) (略)	(略)										
<u>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</u>	<u>検査用スキヤーツール</u>										
(1)～(11) (略)	(略)										
(新設)											

新	旧																														
<p>イ. 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において<b>特定整備</b>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>エ. 第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。</p> <p>第3表 (指定自動車整備事業規則別表第二装置に関する検査 (その3))</p> <table border="1" data-bbox="635 1093 1013 2031"> <tr><td>(1) 原動機</td><td>(9) 指示装置</td></tr> <tr><td>(2) 電気装置</td><td>(10) 視野を確保する装置</td></tr> <tr><td>(3) 乗車装置</td><td>(11) 走行距離計その他の計器</td></tr> <tr><td>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</td><td>(12) 防火装置</td></tr> <tr><td>(5) 騒音防止装置</td><td>(13) 運行記録計</td></tr> <tr><td>(6) ばい煙等の発散防止装置</td><td>(14) 速度表示装置</td></tr> <tr><td>(7) 灯火装置及び反射器</td><td><b>(15) 自動運行装置</b></td></tr> <tr><td>(8) 警報装置</td><td></td></tr> </table> <p>オ. 特定指定自動車整備事業者は、ア. からエ. までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。</p> <p>この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあつては、当該事業場における自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかつた事項についてのみの検査で差し支えない。</p> <p>2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であつて、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあつては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法</p>	(1) 原動機	(9) 指示装置	(2) 電気装置	(10) 視野を確保する装置	(3) 乗車装置	(11) 走行距離計その他の計器	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(12) 防火装置	(5) 騒音防止装置	(13) 運行記録計	(6) ばい煙等の発散防止装置	(14) 速度表示装置	(7) 灯火装置及び反射器	<b>(15) 自動運行装置</b>	(8) 警報装置		<p>イ. 全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において<b>分解整備</b>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</p> <p>ウ. (略)</p> <p>エ. 第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。</p> <p>第3表 (指定自動車整備事業規則別表第二装置に関する検査 (その3))</p> <table border="1" data-bbox="635 152 965 1093"> <tr><td>(1) 原動機</td><td>(8) 警報装置</td></tr> <tr><td>(2) 電気装置</td><td>(9) 指示装置</td></tr> <tr><td>(3) 乗車装置</td><td>(10) 視野を確保する装置</td></tr> <tr><td>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</td><td>(11) 走行距離計その他の計器</td></tr> <tr><td>(5) 騒音防止装置</td><td>(12) 防火装置</td></tr> <tr><td>(6) ばい煙等の発散防止装置</td><td>(13) 運行記録計</td></tr> <tr><td>(7) 灯火装置及び反射器</td><td>(14) 速度表示装置</td></tr> </table> <p>オ. 特定指定自動車整備事業者は、ア. からエ. までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。</p> <p>この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあつては、当該事業場における自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかつた事項についてのみの検査で差し支えない。</p> <p>2. 全部共用の特定指定自動車整備事業者であつて、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあつては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法</p>	(1) 原動機	(8) 警報装置	(2) 電気装置	(9) 指示装置	(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器	(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置	(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記録計	(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置
(1) 原動機	(9) 指示装置																														
(2) 電気装置	(10) 視野を確保する装置																														
(3) 乗車装置	(11) 走行距離計その他の計器																														
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(12) 防火装置																														
(5) 騒音防止装置	(13) 運行記録計																														
(6) ばい煙等の発散防止装置	(14) 速度表示装置																														
(7) 灯火装置及び反射器	<b>(15) 自動運行装置</b>																														
(8) 警報装置																															
(1) 原動機	(8) 警報装置																														
(2) 電気装置	(9) 指示装置																														
(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置																														
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器																														
(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置																														
(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記録計																														
(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置																														

新	旧
<p>第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<b>特定整備</b>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p>第94条の5第1項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<b>分解整備</b>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第8条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。</p> <p>3. ～4. (略)</p>



国自整第 270 号の 2  
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿  
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿  
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿  
全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長  
(公印省略)

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 270 号  
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」の一部改正について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年国土交通省令第 6 号）（以降、改正省令という。）が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第 2 条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」（平成 31 年 3 月 29 日付け国自整第 326 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」（平成31年3月29日付け国自整第326号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国自整第326号 平成31年3月29日 <u>国自整第270号</u> <u>最終改正 令和5年3月27日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文（略）</p> <p>記</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 指定自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>3. 優良自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 第2号様式（優良）優良自動車整備事業者の変更届出書 以下、（略）</p>	<p>国自整第326号 平成31年3月29日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文（略）</p> <p>記</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 指定自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>3. 優良自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 第2号様式（優良）優良自動車整備事業者の変更届出書 以下、（略）</p>

新	旧
<p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によること ができる。</p> <p><u>附則（令和5年3月27日 国自整第270号）</u> <u>本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によること</u> <u>ができる。</u></p>	<p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によること ができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例によること ができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新

旧

(別添)

1. (略)

2. 指定自動車整備事業関係

第1号様式(指定)

指定自動車整備事業の指定新規申請書

本文 (略)

1-①~4-① (略)

4-② 自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキヤーツール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-③~5-② (略)

(別添)

1. (略)

2. 指定自動車整備事業関係

第1号様式(指定)

指定自動車整備事業の指定新規申請書

本文 (略)

1-①~4-① (略)

4-② 自動車検査機械設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-③~5-② (略)

新

5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
<b>検査用スキャンロール</b>				<b>年 月 日</b>

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

第2号様式 (指定)

指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (届出・申請) します。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

届出者 申請者 (ふりがな)	の氏名又は名称
届出者 申請者	の住所
電話番号	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

届出・申請の変更内容	変更年月日	年 月 日
完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】
自動車検査用機械器具設備 (共用設備)		

(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。

旧

5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
<b>(新設)</b>				

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

第2号様式 (指定)

指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (届出・申請) します。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

届出者 申請者 (ふりがな)	の氏名又は名称
届出者 申請者	の住所
電話番号	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

届出・申請の変更内容	変更年月日	年 月 日
屋内作業場の位置又は面積	対象とする自動車の種類	【変更申請】
自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定	【変更申請】
自動車検査用機械器具設備 (共用設備)		

(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。

新

1-①~③ (略)

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキヤンツール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

5-①~⑤-② (略)

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキヤンツール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

以下、(略)

旧

1-①~③ (略)

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

5-①~⑤-② (略)

5-③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型式	能力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスタ				年 月 日
サイドスリップ・テスタ				年 月 日
ブレーキ・テスタ				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

以下、(略)

新

旧

3. 優良自動車整備事業関係

3. 優良自動車整備事業関係

第1号様式 (優良)

第1号様式 (優良)

優良自動車整備事業者認定申請書

優良自動車整備事業者認定申請書

本文 (略)

本文 (略)

1～3 (略)

1～3 (略)

4-①I 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)

4-①I 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
卓上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフエーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キヤップ・テスタ		
マイクロー・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検車装置		

項目	数	能力
卓上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフエーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キヤップ・テスタ		
マイクロー・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検車装置		

検査機器の名称	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音響計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オパシメータ			
検査用スキヤンズール			

検査機器の名称	数	型式	能力
ホイール・アライメント・テスタ			
サイドスリップ・テスタ			
ブレーキ・テスタ			
前照灯試験機			
音響計			
速度計試験機			
黒煙測定器			
オパシメータ			
(新設)			

(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-①II～4-⑤ (略)

4-①II～4-⑤ (略)



新	旧																																																																																																						
<p>第2号様式 (優良) 優良自動車整備事業者の変更届出書 本文 (略) 1～3 (略) 4 ー① 整備用・検査用機械器具設備の変更 (一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)</p>	<p>第2号様式 (優良) 優良自動車整備事業者の変更届出書 本文 (略) 1～3 (略) 4 ー① 整備用・検査用機械器具設備の変更 (一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)</p>																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・バケツトポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフエーサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検車装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	数	能力	卓上ボール盤			オイル・バケツトポンプ			ホイール・バランサ			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフエーサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスタ			ラジエータ・キャップ・テスタ			マイクロ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検車装置			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・バケツトポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフエーサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検車装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	数	能力	卓上ボール盤			オイル・バケツトポンプ			ホイール・バランサ			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフエーサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスタ			ラジエータ・キャップ・テスタ			マイクロ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検車装置		
項目	数	能力																																																																																																					
卓上ボール盤																																																																																																							
オイル・バケツトポンプ																																																																																																							
ホイール・バランサ																																																																																																							
フリー・ローラ																																																																																																							
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																							
バルブ・リフエーサ																																																																																																							
バルブ・リフタ																																																																																																							
シリンダ・ゲージ																																																																																																							
コンロッド・アライナ																																																																																																							
スプリング・テスタ																																																																																																							
ラジエータ・キャップ・テスタ																																																																																																							
マイクロ・メータ																																																																																																							
メガー																																																																																																							
電子計測機器																																																																																																							
溶接器																																																																																																							
検車装置																																																																																																							
項目	数	能力																																																																																																					
卓上ボール盤																																																																																																							
オイル・バケツトポンプ																																																																																																							
ホイール・バランサ																																																																																																							
フリー・ローラ																																																																																																							
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																							
バルブ・リフエーサ																																																																																																							
バルブ・リフタ																																																																																																							
シリンダ・ゲージ																																																																																																							
コンロッド・アライナ																																																																																																							
スプリング・テスタ																																																																																																							
ラジエータ・キャップ・テスタ																																																																																																							
マイクロ・メータ																																																																																																							
メガー																																																																																																							
電子計測機器																																																																																																							
溶接器																																																																																																							
検車装置																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型式</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音響計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査用スキャンツール</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。</p>	検査機器の名称	数	型式	能力	ホイール・アライメント・テスタ				サイドスリップ・テスタ				ブレーキ・テスタ				前照灯試験機				音響計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				検査用スキャンツール				<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型式</th> <th>能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音響計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。</p>	検査機器の名称	数	型式	能力	ホイール・アライメント・テスタ				サイドスリップ・テスタ				ブレーキ・テスタ				前照灯試験機				音響計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				(新設)																									
検査機器の名称	数	型式	能力																																																																																																				
ホイール・アライメント・テスタ																																																																																																							
サイドスリップ・テスタ																																																																																																							
ブレーキ・テスタ																																																																																																							
前照灯試験機																																																																																																							
音響計																																																																																																							
速度計試験機																																																																																																							
黒煙測定器																																																																																																							
オバシメータ																																																																																																							
検査用スキャンツール																																																																																																							
検査機器の名称	数	型式	能力																																																																																																				
ホイール・アライメント・テスタ																																																																																																							
サイドスリップ・テスタ																																																																																																							
ブレーキ・テスタ																																																																																																							
前照灯試験機																																																																																																							
音響計																																																																																																							
速度計試験機																																																																																																							
黒煙測定器																																																																																																							
オバシメータ																																																																																																							
(新設)																																																																																																							

以下、(略)

以下、(略)

事 務 連 絡  
令和5年3月30日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

検査用スキャンツールに係るQ & Aについて

検査用スキャンツールにつきましては、令和5年4月より申請等ができるようになることから、検査用スキャンツールに係るQ & Aを別添のとおり作成しましたので、業務の参考とされますようお願いいたします。

## 検査用スキャンツールに係るQ & A

Q 1 検査用スキャンツールに係る申請等の添付資料はどのようなものですか。

(答)

検査機器の技術基準に適合する検査用スキャンツールは一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下、機工協といいます。）のHPに掲載されますので、証明書等の添付書類は必要ありません。

Q 2 検査用スキャンツールに係る添付資料がないと、申請者が実際に備えているか確認ができませんが、どのような確認をすればよいですか。

(答)

審査時には、申請された（備え付けた）検査用スキャンツールが技術上の基準に適合している検査機器であるか機工協のHPにて確認してください。実際に備え付けているかについては監査等の際にご確認ください。

Q 3 分離型の検査用スキャンツールの場合、VCIに型式の表示がないのでは。

(答)

認定された検査用スキャンツールであれば、一体型・分離型によらず「型式」及び「製造番号」が必ず表示されております。

Q 4 検査用スキャンツールに係る申請・届出書の「能力欄」及び「備付年月日欄」はどのような記載をしますか。

(答)

能力欄：ファームウェア及びドライバのバージョン情報を記載してください。  
備付年月日欄：検査用スキャンツールとして備え付けた日を記載してください。

Q 5 機工協のHPにはどのような情報が掲載されますか。

(答) 以下の情報が掲載されます。

- 1) メーカー名
- 2) 型式
- 3) 型式試験番号
- 4) ファームウェアのバージョン
- 5) ドライバのバージョン
- 6) 対応する通信プロトコル
- 7) 一体型、分離型の別
- 8) その他特筆事項（ツールメーカーの指定したPCでしか起動しない 等）

Q 6 申請等の審査は何を確認すればいいですか。

(答)

申請書等に記載された型式、ファームウェアバージョン及びドライババージョンを機工協のHPにて確認してください。

Q 7 監査時における機器の確認は何を確認しますか。

(答)

型式及びバージョン情報を確認してください。

Q 8 監査時等において確認する必要がありますので、バージョン情報の表示方法を教えてください。

(答)

マニュアル等で確認できない場合は、スキャンツールメーカーにお問い合わせいただくことになります。

Q 9 アップデート等によりバージョンが変更された場合、機器の変更届出は必要ですか。

(答)

必要ありません。監査等により変更が確認された場合は自動車検査・整備情報システムの補正を行ってください。

国自基第 248 号の 3  
令和 5 年 3 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長  
(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」  
の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、  
貴会 (組合) においても傘下会員 (組合員) に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

国自基第 248 号  
令和 5 年 3 月 30 日

各地方運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」  
の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」  
(平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号) を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれ  
により実施されたい。

国自基第 248 号  
令和 5 年 3 月 30 日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」  
の一部改正について

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について (依命通達)」  
(平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号) を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれ  
により実施されたい。

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について  
(依命通達)」における騒音に係る部分の一部改正について

**1. 改正の背景及び概要**

輸入車に対する二輪車走行騒音規制(R41-04)については、既に適用が開始されているが、輸入車に対する四輪車走行騒音規制(R51-03)については、本年4月1日から適用予定である。電気自動車等の取り扱い等の運用上の明確化等を図るため、輸入車に対してR51-03の適用が開始されるこのタイミングにあわせ、二輪車及び四輪車の両方について以下の改正を行う。

- ・騒音の国際規則(R41-04、R41-05及びR51-03)においては、二輪車及び四輪車の電気自動車等に対して近接排気騒音の値を求めているところ、通達においても、当該値の書面を求めないことを明確にする【1.(5)及び(6)のそれぞれの柱書き】
- ・欧州連合規則においては、R41-05適合車にWVTAラベル・プレートの車体への表示を求めているところ、我が国においてはR41-05が輸入車に対して令和6年9月1日に適用が開始されるため、「WVTAラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面」として認めるのは、R41-04適合車(通達上は「保安基準適用年月日又は製作年月日が令和6年8月31日以前の自動車」と規定)に表示されている場合のみとする【1.(5)ホ】

**2. スケジュール(予定)**

改正：令和5年3月30日

適用：令和5年4月1日



「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成 3 年 6 月 28 日 地技第 156 号

最終改正：令和 5 年 3 月 30 日 国自基第 248 号

改 正	現 行
<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>1. 施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p>「当該自動車<del>が</del>道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車<del>にあつては</del>、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車に限る。）にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 118 条第 1 項第 3 号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（<u>排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認で</u></p>	<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>1. 施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p>「当該自動車<del>が</del>道路運送車両の保安基準第 30 条第 1 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車<del>にあつては</del>、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車（二輪自動車に限る。）にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 118 条第 1 項第 3 号イに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）。</p>

<p>きるものに限る。)</p> <p>ただし、ロからへの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ <u>保安基準適用年月日又は製作年月日</u>が令和6年8月31日以前<u>の自動車にあつては、</u>欧州連合規則に基づく WFTA ラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面</p> <p>へ (略)</p> <p>(6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車 (二輪自動車を除く。) にあつては、細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面 (<u>排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、</u>近接排気騒音の値を確認できるものに限る。)</p> <p>ただし、ロからニの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2.～4. (略)</p>	<p>ただし、ロからへの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 欧州連合規則に基づく WFTA ラベル・プレートが車体に表示されていることを示す書面</p> <p>へ (略)</p> <p>(6) 同通達 1. (1) 5) に係る自動車 (二輪自動車を除く。) にあつては、細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面 (近接排気騒音の値を確認できるものに限る。)</p> <p>ただし、ロからニの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2.～4. (略)</p>
---	---

附則 [平成 11 年 4 月 22 日付け自環第 92 号]

記 2. (2) の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則 [平成 18 年 6 月 27 日付け国自環第 53 号]

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 別表第 2 第 6 号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則 [平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 202 号国自環第 231 号]

1. 本改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附則〔令和4年10月7日国自基第128号〕

この改正は、令和4年10月8日から適用する。

附則〔令和5年3月30日国自基第248号〕

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

国自基第 251 号の 3  
令和 5 年 3 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局車両基準・国際課長  
(公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長あてに対して通知したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局車両基準・国際課長  
(公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

また、関係団体には、その旨周知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第248号)
2. 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」(平成22年2月5日国自環第247号)
3. 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月30日国自環第70号)

国自基第 251 号の 2  
令和 5 年 3 月 30 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長 殿  
軽自動車検査協会 理事長 殿  
公益財団法人日本自動車輸送技術協会 会長 殿  
一般財団法人日本車両検査協会 理事長 殿  
一般財団法人日本自動車研究所 理事長 殿

国土交通省自動車局車両基準・国際課長  
(公印省略)

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長あてに対して通知したので、了知願います。

## 騒音に係る関係通達の一部改正について

### 1. 改正の背景及び概要

#### 1. 並行輸入車の R51-03 試験を従来路面で行う場合における数値補正【通達①関係】

輸入車に対する四輪車走行騒音規制（R51-03）については、本年4月1日から適用予定。R51-03での試験を行うには、本来であれば ISO 試験路が必要であるが、我が国において一般利用が可能な ISO 試験路を有する施設は、1カ所に限られており、同所への業務逼迫等により利用が制限されることが懸念される。このため、令和4年6月の告示改正にて経過措置を置き、並行輸入車については細目告示別添40に規定する試験路（従来路面）が、引き続き利用可能となった。

一方、従来路面は、ISO 路面と比較して粗さが大きく、本来性能よりも不適合車を出す可能性があることから、ISO 路面と従来路面の比較調査を行った。その結果、従来路面で測定した騒音は、ISO 路面と比較して、平均で約3 dB大きくなった。この結果に基づき、並行輸入車を従来路面で測定する場合は、車両総重量3.5トン以下の自動車については、最終結果の騒音値から3 dBを差し引いた値とすることができる取扱いを設けることとする。

また、公的試験機関から排出ガス試験の成績書を不正に取得した事案を受けて、平成31年に「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成3年6月28日地技第168号）の通達を改正し、排出ガス試験については取扱いを厳格化したところであるが、輸入車に対して R51-03 の適用が開始されるこのタイミングを捉えて、騒音に関しても同様に、写真による記録や試験成績書への添付等の厳格化を行う。

#### 2. その他の所要の改正【通達②、③関係】

二輪車走行騒音規制（R41-04）については、既に適用が開始されているところ、WVTA ラベル・プレートを取り扱いの明確化等を図るとともに、輸入車に対しての R51-03 の適用にあたっては同様の改正を行う。

### 2. 改正の通達

- ① 「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」（平成22年2月5日国自環第248号）
- ② 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」（平成22年2月5日国自環第247号）
- ③ 「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日国自環第70号）

### 3. スケジュール（予定）

改正：令和5年3月30日

適用：令和5年4月1日

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成22年2月5日 国自環第248号

最終改正：令和5年3月30日 国自基第251号

改 正	現 行
<p>非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて</p> <p><u>指定自動車等（型式指定自動車、特定共通構造部型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、自動車型式認証証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱いを受けた自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車（以下「非認証車」という。）、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。</u></p> <p>なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したの で申し添える。</p> <p>1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について</p> <p>公的試験機関が、<u>非認証車</u>に対して、<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添40「加速走行騒音の測定方法」</u>による試験の結果又は<u>協定規則第41号若しくは協定規則第51号</u>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験の結果に係る新規検査の際に提出する書面について（平成23年6月</p>	<p>非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて</p> <p><u>指定自動車等以外の非認証車</u>、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。</p> <p>なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したの で申し添える。</p> <p>1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について</p> <p>公的試験機関が、<u>指定自動車等以外の非認証車</u>に対して、<u>細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」</u>による試験の結果又は<u>協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足改訂版</u>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改</p>



30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。) 7. の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。) を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する者(本邦に輸入する自動車にあっては、当該自動車の輸入者に限る。)が同一型式及び同一構造であると申告した自動車(使用過程において消音器を改造したものと及び指定自動車等であって消音器を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。)について、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの自動車が同一型式及び同一構造であると認められる場合には、30台に1台の割合で試験を行うこととする。

ただし、本邦に輸入する自動車であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものとして(4)に規定するものについては、これらの試験を60台に1台の割合で行っても差し支えない。

- ① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
- ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。

(2) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

造車の新規検査時提出書面通達」という。) 7. の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。) を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する者が同一型式及び同一構造であると申告した自動車について、30台に1台の割合で試験を行うこととする。

ただし、本邦に輸入する自動車であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものとして(2)に規定するものについては、これらの試験を60台に1台の割合で行っても差し支えない。

- ① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
- ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。

(新設)

(3) 公的試験機関は、(1) の加速走行騒音試験を行う自動車について、  
外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同  
一型式及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自  
動車のもの) を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。

(4) (1) ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同  
組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並び  
にこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設  
計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置  
が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

(5) 公的試験機関は、協定規則第51号に基づき試験方法により測定し、  
かつ、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の  
整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1  
318号。以下「適用関係告示」という。) 第27条第35項に基づ  
いて旧試験路(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を  
改正する告示(平成28年国土交通省告示第681号)による改正前  
の細目告示第118条に規定する試験路をいう。以下同じ。) におい  
て測定した車両総重量3.5トン以下の自動車(本邦に輸入するもの  
に限る。) の試験結果については、旧試験路による影響を考慮して、  
適用関係告示第27条第35項に規定する環境が整うまでの間、最終  
結果の市街地加速走行騒音値(L<sub>urban</sub>) から3dBを差し引いた値と  
することができるものとする。

2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について

(1) 公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対し  
て、加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1) 前段の  
規定を準用する。この場合において、1.(1) 前段中「自動車(使用  
過程において消音器を改造したもの及び指定自動車等であって消音器

(新設)

(2) (1) ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同  
組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並び  
にこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設  
計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置  
が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

(新設)

2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について

公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対し  
て、加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1) 前段の  
規定を準用する。

を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。」とあるのは、「自動車であって使用過程において消音器を改造したもの」と読み替えるものとする。

(2) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

(3) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。

3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について

(1) 公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)②、6.(2)②又は6.(3)②の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。この場合において、1.(1)前段中「自動車(使用過程において消音器を改造したものと及び指定自動車等であって消音器を改造したものを除く。以下この(1)から(5)までの規定において同じ。）」と読み替えるものとする。

(2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)①、6.(2)①又は6.(3)①の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。

(3) 公的試験機関は、(1)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。

(新設)

(新設)

3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について

(1) 公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)②、6.(2)②又は6.(3)②の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。

(2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)①、6.(2)①又は6.(3)①の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。

(新設)

(4) 公的試験機関は、(1)の加速走行騒音試験を行う自動車について、  
外観及び騒音防止装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を加速走行騒音試験結果成績表に添付するものとする。

(新設)

4. 協定規則に係る略語及び意味について  
本通達で使用する「協定規則第4 1号」及び「協定規則第5 1号」に係る意味については、細目告示第2条第2項によるものとする。

(新設)

ただし、最新の協定規則が適用されない場合の当該意味については、この4.前段の規定にかかわらず、適用関係告示第2 7条の規定によること  
ができる。

附則〔令和5年3月30日国自基第251号〕

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正(について) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成22年2月5日 国自環第247号

最終改正：令和5年3月30日 国自基第251号

改 正	現 行
<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ (3) 及び第196条第3項第2号ロ (3) の外国の法令に基づく書面又は表示により、<u>協定規則第41号第5改訂版</u>又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。</p> <p>① 欧州連合規則168/2013に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書 (COCペーパー) を有する自動車</p> <p>② <u>協定規則第41号第5改訂版</u>に基づくマークが、車両識別表示</p>	<p>～定め文除く～</p> <p>記</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ (3) 及び第196条第3項第2号ロ (3) の外国の法令に基づく書面又は表示により、<u>協定規則第41号第4改訂版</u>又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。</p> <p>① 欧州連合規則168/2013に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書 (COCペーパー) <u>又はこれと同等のもの</u>の (WVTAラベル・プレート) を有する自動車</p> <p>② <u>協定規則第41号第4改訂版</u>に基づくマークが、車両識別表示</p>

<p>(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車</p> <p>③ <u>協定規則第41号第5改訂版に適合する旨の認可書 (協定規則第41号第5改訂版附則 I の車両型式認可書をいう。)</u>の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車</p> <p>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車</p> <p>③ <u>協定規則第41号第4改訂版又は欧州連合規則168/2013に適合する旨の認可書 (協定規則第41号第4改訂版附則 I の車両型式認可書又は欧州連合規則901/2014附則VI付録1の車両型式認可書をいう。)</u>の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車</p> <p>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
---	--

附則 [令和5年3月30日国自基第251号]

1. この改正は、令和5年4月1日から適用する。
2. 二輪自動車 (側車付二輪自動車を除く。)であって、令和5年8月31日 (輸入された自動車にあっては、令和6年8月31日) 以前に製作されたものは、改正後の通達第3の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

昭和50年11月12日自車第708号、自公第163号

平成23年6月30日 国自環第70号

(組織改正により整備部長通達から課長通達として制定)

最終改正：令和5年3月30日 国自基第251号

改 正	現 行
<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含み、一時抹消登録を受けたもの及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納されたものに係る検査を除く。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であつて、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。</p> <p>1. ～5. (略)</p>	<p>改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含み、一時抹消登録を受けたもの及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納されたものに係る検査を除く。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であつて、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6.及び7.によることとされたい。</p> <p>1. ～5. (略)</p>

<p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により <a href="#">協定規則第4.1号</a>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の写し(②の場合は、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</p> <p>→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された <a href="#">協定規則第4.1号</a>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>② 消音器の改造</p> <p>→ 公的な試験機関において実施された <a href="#">協定規則第4.1号</a>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により <a href="#">協定規則第5.1号</a>に基づく加速走行騒音</p>	<p>6. 原動機、動力伝達装置又は消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 細目告示第40条第1項第4号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により <a href="#">協定規則第4.1号</a> <a href="#">第4改訂版補足第5改訂版</a>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。</p> <p>また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づく性能等確認済表示であって、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)</p> <p>→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された <a href="#">協定規則第4.1号</a> <a href="#">第4改訂版補足第5改訂版</a>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>② 消音器の改造</p> <p>→ 公的な試験機関において実施された <a href="#">協定規則第4.1号</a> <a href="#">第4改訂版補足第5改訂版</a>に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)</p> <p>(3) 細目告示第40条第1項第5号に係る自動車</p> <p>①及び②の規定により <a href="#">協定規則第5.1号</a> <a href="#">第3改訂版補足改訂版</a></p>
--	---



試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づき性能等確認済表示である、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)

→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第5.1号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

② 消音器の改造

→ 公的な試験機関において実施された協定規則第5.1号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

7. (略)

8. 協定規則に係る略語及び意味について

本通達で使用する「協定規則第4.1号」及び「協定規則第5.1号」に係る意味については、細目告示第2条第2項によるものとする。

ただし、最新の協定規則が適用されない場合の当該意味については、この4.前段の規定にかかわらず、適用関係告示第2.7条の規定によることができる。

に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面を提出する場合は、同基準に適合する試験結果の書面の写し(②の場合は、当該書面の本通を提示して、その写し)を提出するものとする。

また、②の場合において、改造後の消音器について、細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づき性能等確認済表示である、その末尾に「A」が付されたもので、かつ、当該自動車の原動機型式が表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。

① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)

→ 公的な試験機関又は自動車製作者等において実施された協定規則第5.1号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

② 消音器の改造

→ 公的な試験機関において実施された協定規則第5.1号に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面(改造後)

7. (略)

(新設)

別添 1 ～ 1 0 (略)	別添 1 ～ 1 0 (略)
別添 1 1	別添 1 1
別添 1 2 (略)	別添 1 2 (略)

附則〔平成 11 年 4 月 20 日国自環第 91 号〕

表題及び記 4. の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 19 年 3 月 9 日国自環第 251 号〕

平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成 19 年 7 月 31 日国自環第 63 号〕

改正後の通達 1. に基づく「排出ガスの光吸収係数の値を表す書面（改造後）」の提出は、平成 20 年 7 月 31 日までの間とする。

附則〔平成 22 年 2 月 5 日国自環第 244 号〕

1. 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）は、改正後の通達 1. から 5. の規定は適用されない。
2. 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車は、改正後の通達 6. 及び 7. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成 23 年 3 月 31 日国自環第 205 号〕

1. この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
2. 改正前の通達 6. の「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成 20 年国土交通省告示第 1534 号）中 2 の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示」は、改正後の通達 6. の「細目告示別添 112 「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示」とみなす。

附則〔平成 23 年 6 月 30 日国自環第 70 号〕

1. この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。
2. 廃止前の「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和 50 年自車第 708 号、自公第 163 号）附則（平成 19 年 3 月 9 日国自環第 251 号）、附則（平成 22 年 2 月 5 日国自環第 244 号）及び附則（平成 23 年 3 月 31 日国自環第 205 号）の規定は、施行後もなおその効力を有する。

附則〔平成 28 年 12 月 6 日国自環第 184 号〕

二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 28 年 12 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 26 年 1 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）は、改正後の通達 6. 及び 7. の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成29年4月14日国自環第12号〕

1. 自動車（乗車定員が11人以上の自動車及び車両総重量が3.5トンを超える自動車）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大の許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車）であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）を除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定は適用されない。
2. 自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）であって、平成34年（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大の許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては平成35年）8月31日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車）であって、平成28年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、車体の外形、動力電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないものを除く。）は、改正後の通達6.及び7.の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則〔平成29年12月13日国自環第139号〕

この改正は、平成29年12月13日から適用する。

附則〔令和5年3月30日国自基第251号〕

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

## 「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和4年1月  
自動車局  
審査・リコール課  
整備課

### 1. 改正の背景

今般、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）の改正等に伴い、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正します。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自技第215号、自審第1253号、自環第222号）」（以下、装置型式指定実施要領）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付自審第1252号）」（以下、型式認証実施要領）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日付国自審第535号）」（以下、多仕様自動車型式指定実施要領）
- ・「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）（以下、検査業務等実施要領）

### 2. 改正の概要

#### （1）「装置型式指定実施要領」の一部改正

以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行います。

- ・「かじ取装置」に係る協定規則（第79号）
- ・「燃料タンク取付装置」に係る協定規則（第134号）

#### （2）「型式認証実施要領」および「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正 重量車の新試験法を導入するにあたり、諸元表の記載要領等を改訂します。

#### （3）「検査業務等実施要領」の一部改正

令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車のうち、OBD検査の対象となる自動車の自動車検査証の備考欄に、OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日を記載する規定を追加する。

#### （4）その他所要の改正を行います。

詳細は別紙参照

### 3. スケジュール

公布：令和4年1月7日

施行：令和4年1月7日

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自動車第880号）

昭和36年11月25日付け自動車第880号  
改正 令和4年1月7日付け国自審第1699号国自整第225号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-4-19（略）</p> <p>3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。</p>	<p>記載例</p> <p><u>OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日</u></p> <p><u>OBD検査対象車</u> <u>検査開始年月日 令和6年10月1日</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-4-19（略）</p> <p>3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。</p>	<p>記載例</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>1.～41.（略）</p> <p><u>42. 令和3年10月1日（輸入自動車にあつては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあつては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕</u></p>		<p>1.～41.（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>記載例</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p>	<p><u>OB</u>D検査の対象外である旨</p>		<p><u>OB</u>D検査対象外車</p>		<p><u>(新設)</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>
<p>43. <u>OB</u>D検査対象車であったが、構造装置の改造等により、<u>OB</u>D検査対象外となった自動車</p>							
<p>(注) (略)</p> <p>3-4-20 ~ 3-4-27 (略)</p> <p>3-5 ~ 3-15 (略)</p> <p>第4章 ~ 第6章 (略)</p> <p>別表第1 ~ 第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>							
<p>(注) (略)</p> <p>3-4-20 ~ 3-4-27 (略)</p> <p>3-5 ~ 3-15 (略)</p> <p>第4章 ~ 第6章 (略)</p> <p>別表第1 ~ 第6号様式 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 (略)</p>							
<p><u>附 則 (令和4年1月7日国自審第1699号国自整第225号)</u> 公布の日から施行する</p>							
<p><u>(新設)</u></p>							

令和4年8月19日  
自動車局自動車情報課

## 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場(指定自動車整備工場)が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「**電子車検証特設サイト**」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

### 1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

### 2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

#### ●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

#### ●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

#### ●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

### 3. 「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



### 4. 参考

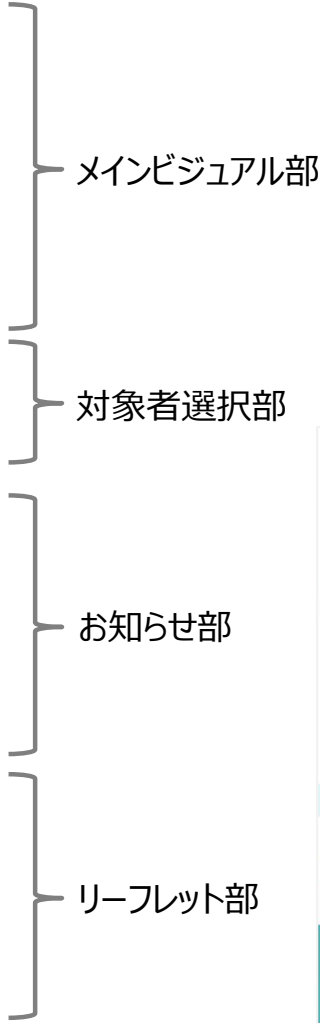
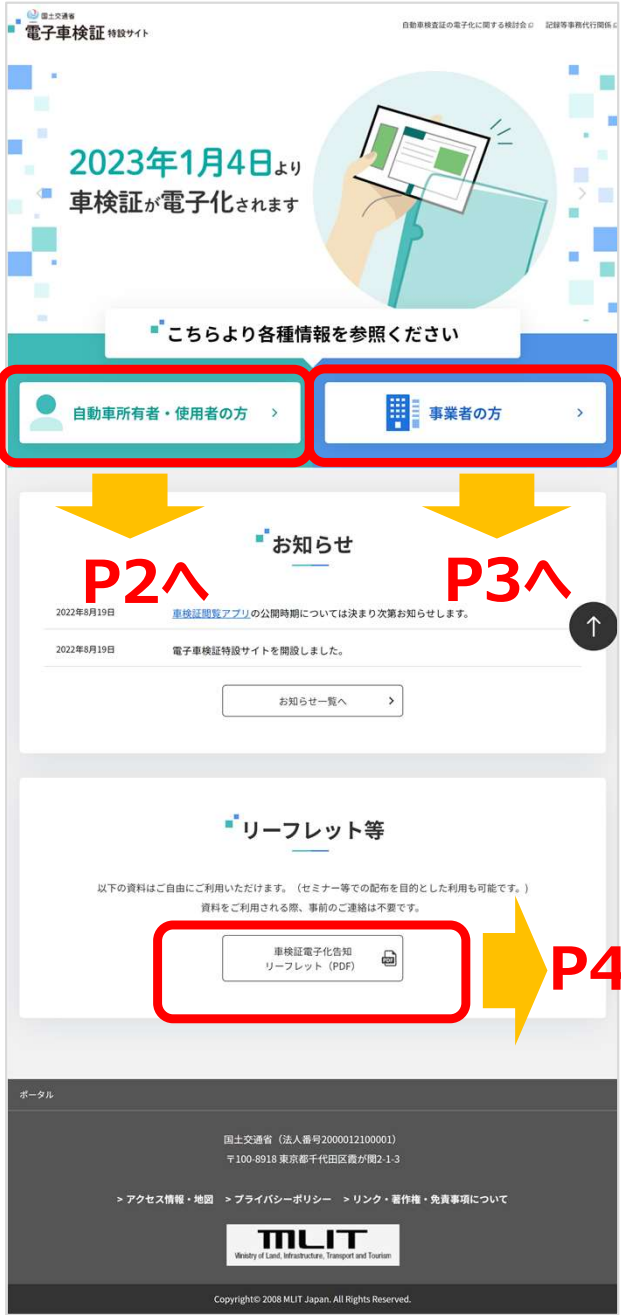
車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000131.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html)

### 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111 (内線 42115)  
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

# トップページ(※PCのイメージ)



## スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

## メインビジュアル部の画面遷移





# 自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



● 電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

## ② 記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



● 閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

# 事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

## 記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要な書類については下記の記録等事務代行ポータルサイトのリンクよりご確認ください。

- 1 委託申請
- 2 承認
- 3 アプリダウンロード
- 4 利用開始

### 記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

#### 申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務を行うには、令和5年1月以降に交付※される電子車検証が必要となります。  
 ※令和5年1月以降運輸支局長等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。  
 また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。  
 紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。  
 なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかりまますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#)

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

[記録等事務代行者一覧\(PDF\)](#)

## 記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダーが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

### 利用の流れ



3

2023年1月4日より

# 車検証が電子化されます



## 電子車検証でここが変わる！



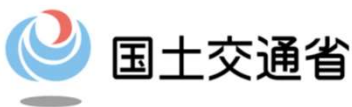
A6サイズで  
コンパクト



車検証情報は  
アプリで確認



記録等事務代行サービスで  
一部手続きが出頭不要



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

# 周知用リーフレット(裏面)

## 電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

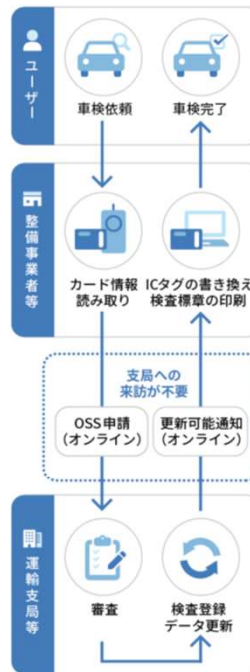
## 車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は  
準備でき次第特設サイトでご案内します

## 事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標準章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

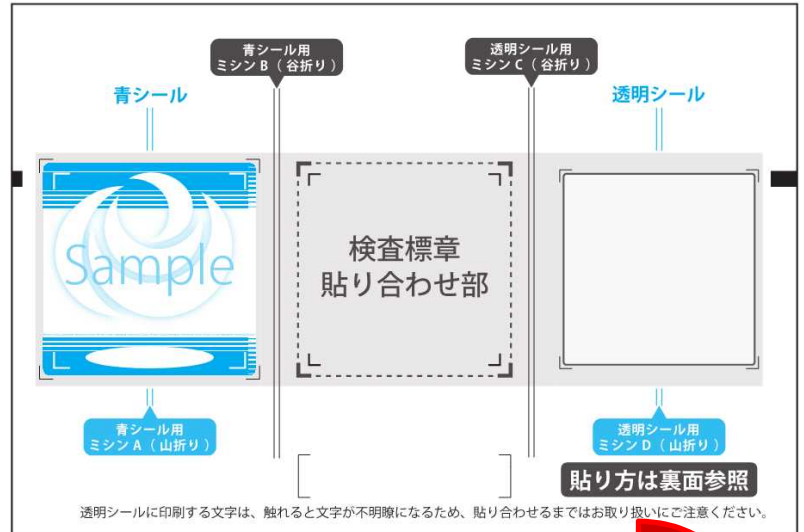
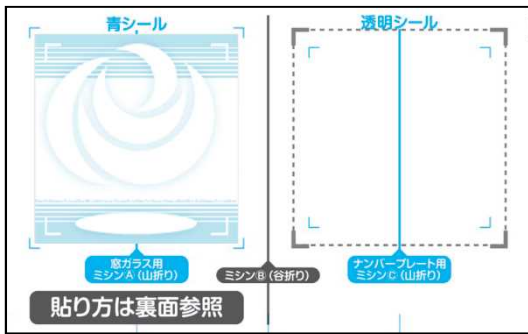


※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

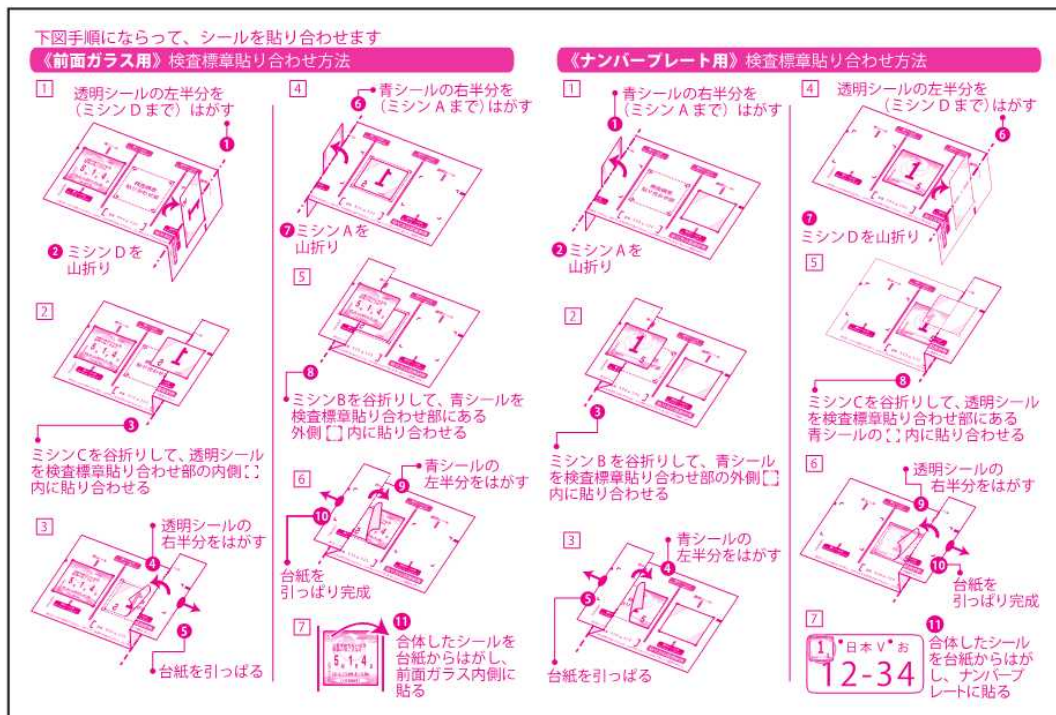
# 令和5年1月より 検査標章の台紙が変わります

R5年1月～（はがきサイズ）

～R4年12月



台紙の裏面に貼り合わせ方が記載されています



動画での説明はこちら↓

●【フロントガラス用】検査標章貼り合わせ方法解説

<https://youtu.be/vFkgrp3TxN4>

●【ナンバープレート用】検査標章貼り合わせ方法解説

<https://youtu.be/zNfgJEQgN4Y>

二次元コード↓

フロント  
ガラス用



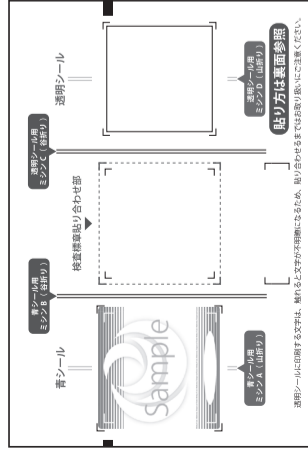
ナンバー  
プレート用



国土交通省自動車局整備課

# 新しい自動車検査標章の貼り方

令和5年1月より新しくなった検査標章は台紙裏面の説明や動画にて貼り方をご参照ください。

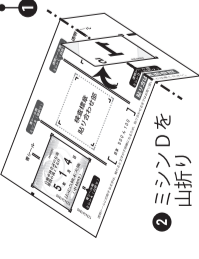


## 新・自動車検査標章(表面)

下図手順にならって、シールを貼り合わせます

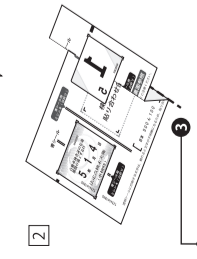
### 《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法

1 透明シールの左半分を(ミシンDまで)はがす

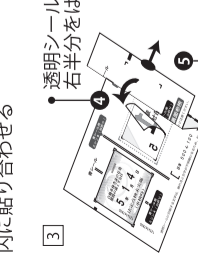


2

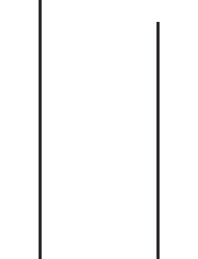
2 ミシンDを山折り



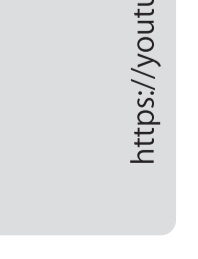
3 ミシンCを谷折りして、透明シールを検査標章貼り合わせ部の内側に貼り合わせる



4 透明シールの右半分を(ミシンAまで)はがす



5 ミシンAを山折り



6 ミシンBを谷折りして、青シールを検査標章貼り合わせ部の外側に貼り合わせる



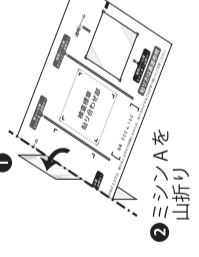
7 台紙を引っぱり完成



11 日本V・お 12-34

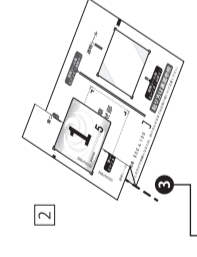


1 青シールの右半分を(ミシンAまで)はがす

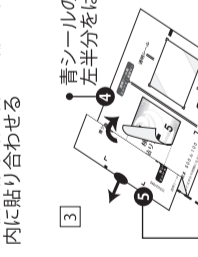


2

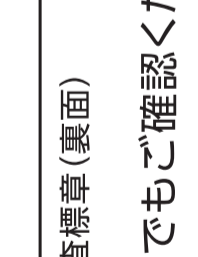
2 ミシンAを山折り



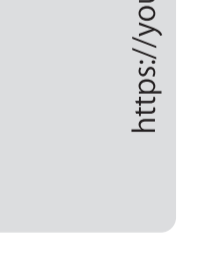
3 ミシンBを谷折りして、青シールを検査標章貼り合わせ部の外側に貼り合わせる



4 透明シールの左半分をはがす



5 ミシンDを山折り



6 ミシンCを谷折りして、透明シールを検査標章貼り合わせ部の内側に貼り合わせる



7 台紙を引っぱり完成



11 日本V・お 12-34



## 新・自動車検査標章(裏面)

貼り方の手順は動画でもご確認ください

前面ガラス用



[https://youtu.be/wD\\_H5veNyeK](https://youtu.be/wD_H5veNyeK)

ナンバープレート用

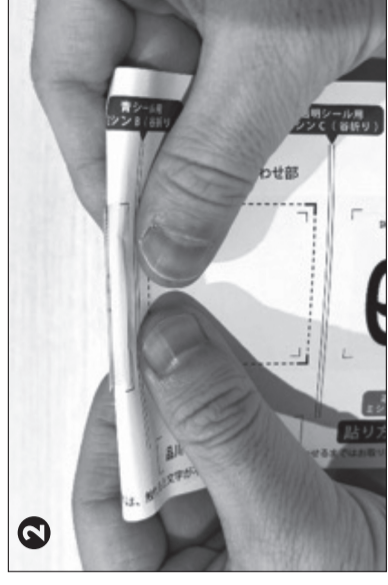


<https://youtu.be/pi2-dtUPFaU>

## シールの剥がし方

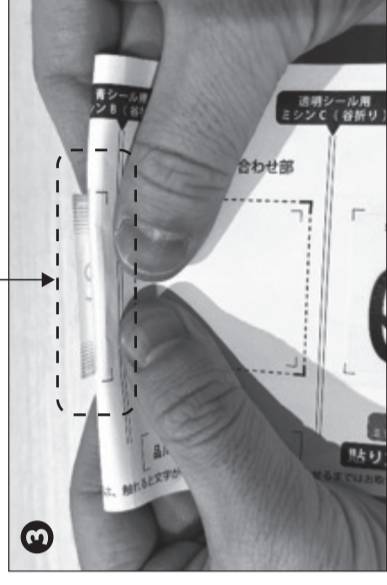


1

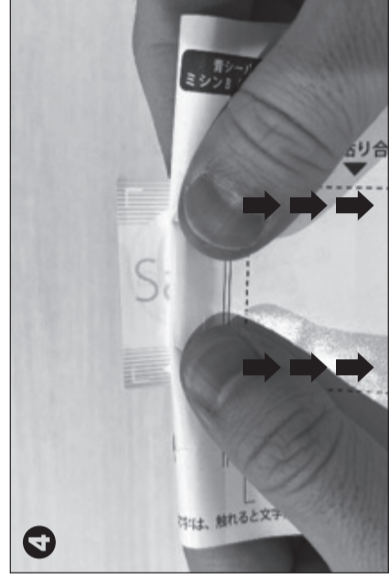


2

台紙を上図のように曲げてシールの端をゆっくりと立ち上げます。(ミシン目は折りません)



3



4

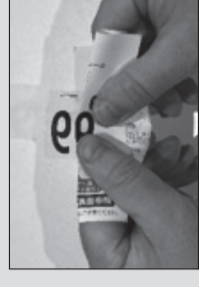


5

シールの端が立ち上がったら、台紙をゆっくりと下に引き剥がします。

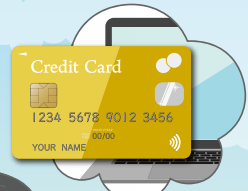
## 剥がし方の注意点

台紙を強く握ってシールを押し出すと、台紙がシールに残るおそれがあります。



令和5年1月4日から

# クレジットカードで 自動車重量税・自動車検査登録手数料の お支払いが可能になります。



令和5年1月から車検などの手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済を開始します。



## 利用できるカード

VISA / Mastercard / JCB  
American Express / Diners club

## 対象とする税・手数料

自動車重量税、国に納める検査登録手数料、自動車技術総合機構に納める検査手数料、技術情報管理手数料（OBD 手数料）

## お手続き方法

インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行います。  
QRコードからアクセスください。

※ 国土交通省が提供する「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」登録ページにアクセスします。



## STEP 1 手続き開始

くるまの保有関係手続  
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

対象手続きの情報を入力しましょう

手続きについて  
どちらかお選びください **\*必須**

継続検査  それ以外

申請方法をお選びください **\*必須**

OSS申請  窓口申請

※申請方法が分からない方は実際に申請手続きを実施する方に確認をしてください

持ち込み検査で実施する方はチェックを入れてください。チェックの有無により、概算金額に変動が生じる可能性があります。

運輸支局等に自動車を持ち込んで検査を受ける

① 申請を行う手続きを選択します

② 申請方法を選択  
運輸支局への電子申請(OSS)と窓口申請で金額が異なります。

※不明な場合は申請代理人等に確認下さい。

自動車の情報  
手続きの対象となる自動車の情報をご入力ください。  
※車検証閲覧アプリを使い電子車検証から自動車の情報を読み取り入力することもできます

電子車検証の読み取り

自動車登録番号 **\*必須**  
例：品川 399 さ 1234

選択  **\*必須**  
半角英数字

さ   
全角かな、全角英大文 半角数字

車台番号 **\*必須**

車台番号 (英数字のみ)

車台番号 (漢字含む)

登録予定日  
20230801  
半角数字

③ 自動車登録番号・車台番号を入力します。

※車検証に記載があります。

## STEP 2 上限金額設定

くるまの保有関係手続  
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

お支払い概算金額を確認し  
お支払い可能な上限額を設定しましょう

お支払い概算金額の確認  
対象手続きの情報をもとに、税・手数料の概算金額を算出しました。  
申請手続きの際に税・手数料の概算額が変わる場合があります。そのため、概算金額は、決済される金額ではありません。

概算金額 **100,000 円**  
詳細を確認

① 入力いただいた情報から自動で概算金額が表示されます。

※正式な金額は検査終了後に確定します。

※税の支払いがない手続きの場合は決定金額となります。

お支払い可能な上限額の設定  
概算金額の内訳および注意事項をご確認いただき、余裕のあるお支払い可能な上限額を設定しましょう。  
※車検や自動車重量税に関する制度改正によって税・手数料が変わる可能性があります。そのため、余裕のある上限額の設定をお勧めします。  
※申請手続きの際に確定した金額が、ここで設定した上限額を上回った場合は決済を行えないため、手続きを完了することができませんのでご注意ください。

お支払い可能な上限額 **\*必須**

半角数字

※概算金額より高い金額を入力してください。

② お支払い可能な上限額を入力してください。

※自動車重量税は検査の結果、増加することがあります。

例) 検査時点で13年超となった場合車両重量に変更を伴う改造等を行った場合など

### STEP 3 支払者情報入力

くるまの保有関係手続  
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

支払者の情報を入力しましょう

支払い者情報

氏名または名称 (漢字) \*必須  
山田 太郎

全角文字

氏名または名称 (カナ) \*必須  
ヤマダ タロウ

全角カナ

電話番号 \*必須  
01234567890

半角数字

支払い者メールアドレス \*必須  
sample123@domain.co.jp

半角英数字 ("@"、"."等の記号を含む)

お支払い情報変更パスワード ① \*必須

半角英数字、記号を含む (8-16桁)

支払い者登録を希望しますか？  
支払い者登録のログインすることで、支払い者情報の入力省略や登録済みのお支払い情報を再利用することができます。支払い者登録を行う場合、支払い者IDを入力してください。

支払い者登録をする

①税・手数料を支払う者の情報を入力します。

- ・氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレスの入力が必要です。

登録情報の変更の際に必要となります。

ご希望の場合はチェックください。  
登録情報が保存されます。

くるまの保有関係手続  
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

ご登録案内メールを送信しました

① 登録手続きは完了していません。

以下のメールアドレス宛に、クレジットカード情報登録のご案内メールを送信しました。

受信したメール本文に記載されているURLへアクセスし、外部サイトにてクレジットカード情報の登録を行い、登録手続きを完了してください。

なお、上記の外部サイトは国土交通省が税・手数料の納付業務を委託している事業者のサイトとなります。

sample123@domain.co.jp

【送信元メールアドレス】  
noreply@car-cashless.mlit.go.jp

【メールが届かない場合】  
※迷惑メールフォルダに振り分けられている、入力されたメールアドレスに誤りがある等の可能性があります。迷惑メールフォルダを確認いただき、数十分経過しても受信しない場合は、お手数ですが、ホームから再度ご入力ください。なお、よくある質問も合わせてご確認ください。

ホームへ

登録情報の入力はこれで完了です。  
登録したアドレスにご案内メールが届いたことをご確認ください。

### STEP 4 クレジットカード情報の登録

- ご登録案内メールに記載のURLへアクセスしてクレジットカード情報の登録を行います。

※国土交通省が委託した事業者の外部サイトとなります。

※カード決済はこの時点では行いません。

カード決済は、国土交通省が行う検査終了後に行いますのでカード利用可能残高にご注意ください。

※自動車重量税については税額のほかに決済手数料が別途必要となります。

### STEP 5 決済

- 運輸支局の窓口または電子申請 (OSS) で事前に登録した内容の検査登録手続きを行ってください。
- 検査登録手続き終了後に自動でカード決済が行われます。

クレジットカードが利用可能となるのは国の手続きのみで、軽自動車検査協会が実施している軽自動車の手続きはクレジットカード払いに対応していません。





自動車ユーザーの皆様へ

# 令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

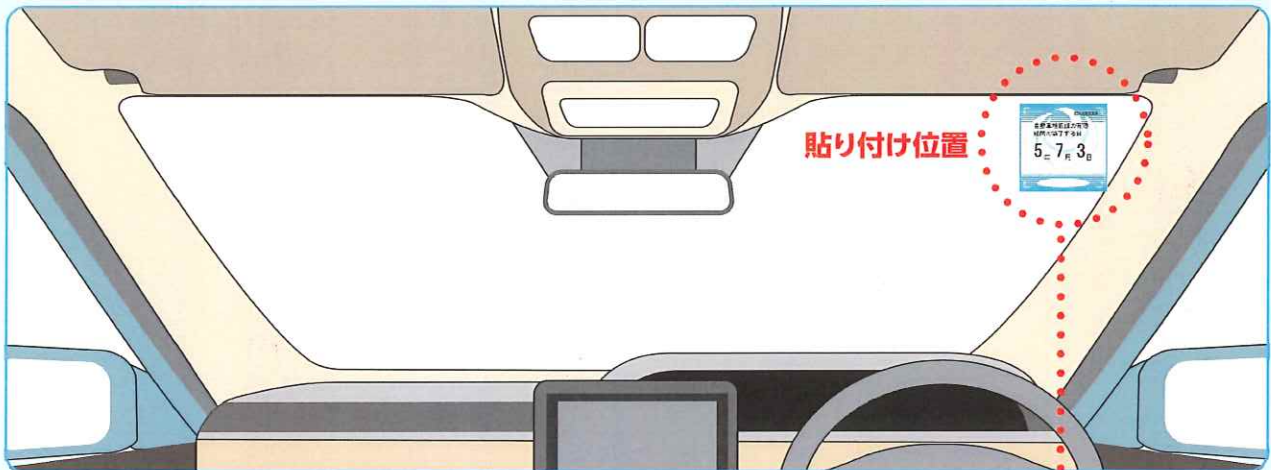
国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から**「前方かつ運転者席から見やすい位置」**に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただけますようお願いいたします。

## 新しい貼り付け位置

**(前方かつ運転者席から見やすい位置)**

**運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置**

※例外:ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



## 車検ステッカーイメージ

車外前方  
から見た  
イメージ



車室内  
から見た  
イメージ



※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。



国土交通省



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

# クレーンブーム等の 格納忘れ事故に注意！

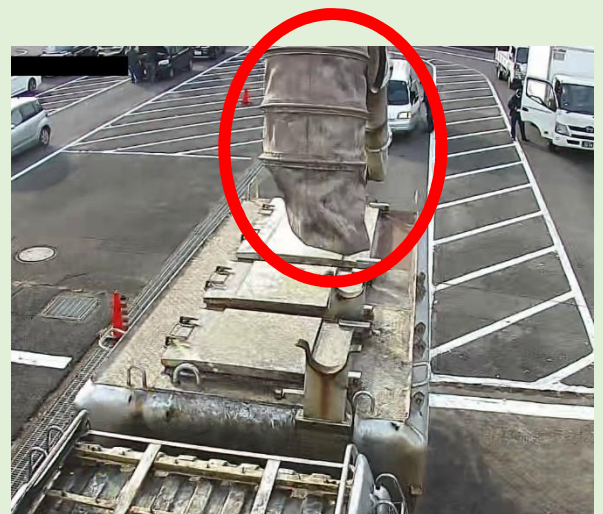
## 事例 1



ブームを上げキャビンを起こし  
車台番号等を確認。



ブームを下げ忘れたまま前進。



更に前進、コース上部の案内  
看板と防犯カメラに衝突。

## 事例 2



車台番号等の確認後、クレーンを降ろし忘れて検査コースを退出しようと前進し、出口上部のシャッターおよびボックスに衝突。



検査コースの出入口を損傷しますと破損物の落下の危険等によりコース閉鎖に繋がる事が多く、待機されていた他の受検者の皆様にご迷惑をお掛けする事になります。

また、建屋の修理に加えお客様から預かった車両及び昇降器の修理等のため大きな費用発生を伴う場合があります。

**受検車両を発進させる際  
ブーム等の格納忘れに  
ご注意ください。**

## OBD 検査システムをリリースしました！

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBD 検査システム」をリリースいたしました。また、OBD 検査システムの利用方法をまとめた「OBD 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBD 検査コールセンター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBD 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

### 1. 「OBD 検査システム」のリリースについて

「OBD 検査システム」は、主に、整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するために、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBD 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBД 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBD 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。

#### <リリースした OBD 検査システムの全体概要>

- ① 特定 DTC 照会アプリ…OBД 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
  - ② 利用者管理システム…アプリの利用者を登録・管理 (事前のシステム利用申請が必要)
  - ③ OBD 検査結果参照システム…アプリを用いて実施した OBD 検査の結果を閲覧
- (上記①～③を総称して OBD 検査システムと呼称しています。)

### 2. 「OBД 検査ポータル」の開設について

OBД 検査、OBД 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せていますので、こちらをご確認ください。



OBД 検査  
ポータル



URL: <https://www.obd.naltec.go.jp/>

### 3. 「OBD 検査コールセンター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

### 4. スケジュール(経緯)

- ・令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

(対象車)

令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車

(適用日)

令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

**OBD 検査コールセンター 0570-022-574**

(受付時間:月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。))の午前9時~17時)

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

4階 独立行政法人 自動車技術総合機構

OBD 情報・技術センター

電話 03-5363-3441(代表)

FAX 03-5363-3347

令和5年4月25日  
大臣官房総務課

### 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

国土交通省は4月25日、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。不審なメール等を受信した場合には、各都道府県警察のフィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

今般、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。

具体的には、スマートフォン等に

- ・「【国土交通省】重要なお知らせ、必ずお読みください。」
- ・「督促状で指定した期限までに未納の自動車税が納付されない場合、財産の差押えを行います。」

などと記載したSMS(ショートメッセージサービス)が送信される事案が確認されています。

当該SMSは、国土交通省をかたり、架空の「自動車税等お支払いサイト」といったサイトに誘導するものですが、自動車税の督促状や納付のお知らせ等を国土交通省から、お知らせすることはありません。

また、偽造されたシステム警告が表示され、偽のセキュリティアプリをダウンロードしてインストールを求められる場合がありますが、ダウンロードしないよう注意してください。

このような不審なSMSを受信した場合には、当該サイト等にアクセスをしたり、個人情報を入力したりせずに、各都道府県警察に設けている「フィッシング 110 番」から、フィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

#### <参考情報>

- ・警察庁ホームページ(フィッシング報告専用窓口一覧)

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>

- ・フィッシング対策協議会

[https://www.antiphishing.jp/news/alert/mlit\\_20230425.html](https://www.antiphishing.jp/news/alert/mlit_20230425.html)

- ・国民のためのサイバーセキュリティサイト

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser\\_security01\\_05.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser_security01_05.html)

【問い合わせ先】 国土交通省 大臣官房総務課 企画班

代表:(03)5253-8111 (内線 21-479、21-478、21-466)

直通:(03)5253-8916

同時発表：経済産業省

令和5年5月12日  
自動車局技術・環境政策課  
旅客課

## 国内初！運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスの開始について

本年5月21日より、福井県永平寺町において、全国で初めて、運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスが開始されます。

国土交通省は、福井県永平寺町で移動サービスとして運行する車両について、本年3月30日に、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車（レベル4）として認可したところです。

本年5月21日より、福井県永平寺町において、当該車両を用いた運転者を配置しないレベル4での自動運転移動サービスが開始されますのでお知らせいたします。

### （参考1）これまでの経緯

国土交通省・経済産業省では、福井県永平寺町において遠隔型自動運転システムを用いた自動運転車の技術・サービスの実証実験を進めてきました。

この実証実験において、国立研究開発法人産業技術総合研究所が開発した自動運転車について、本年3月30日に国土交通省中部運輸局より、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車（レベル4）として認可したところです。

また、まちづくり株式会社 ZEN コネクトが当該車両を用いて行う自動運転移動サービスについて、本年5月2日付で国土交通省中部運輸局福井運輸支局が、全国で初めて、道路運送法に基づき、運転者を配置しないで運行するレベル4自動運転による自家用有償旅客運送の登録を行いました。

さらに、同社は、本年5月11日に福井県公安委員会より、全国で初めて、道路運送法に基づき、レベル4自動運転を行うことの許可を取得しました。

これにより、レベル4での自動運転移動サービス開始に係る手続きが完了したことから、本年5月21日よりサービスが開始されることとなりました。

（お問い合わせ先）

自動車局技術・環境政策課 多田・稲吉

代表：03-5253-8111（内線 42255）

直通：03-5253-8592

自動車局旅客課 真下・水田・遠藤

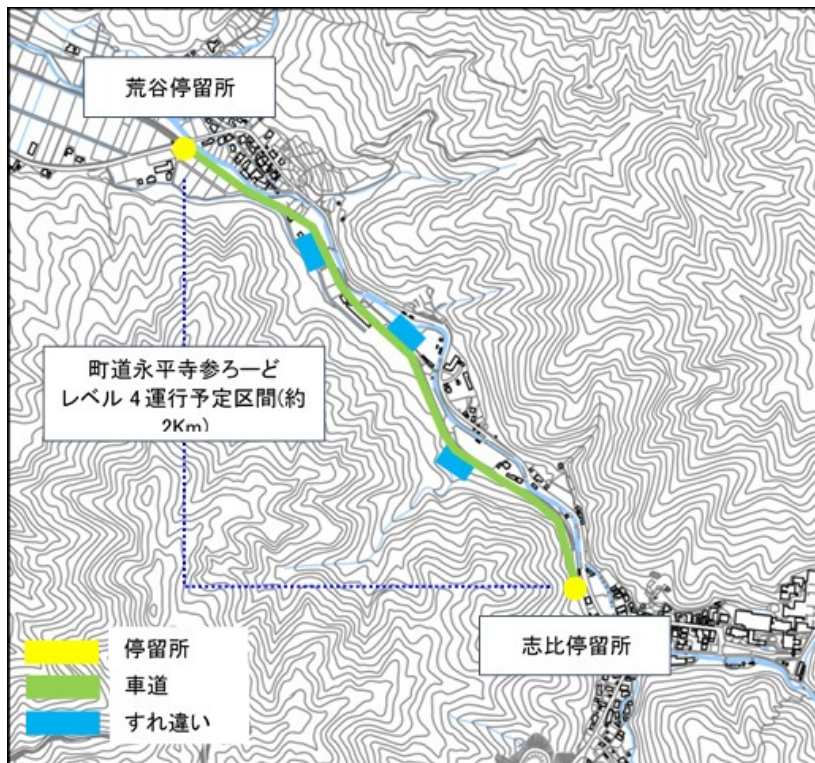
代表：03-5253-8111（内線 41255）

直通：03-5253-8569

## (参考2) 永平寺町における自動運転移動サービスの概要

- (1) 運行主体: 永平寺町(まちづくり株式会社 ZEN コネクに運行委託)
- (2) 運行区間: 福井県永平寺町の「永平寺参ろ一ど」のうち、約2km
- (3) 運行車両: ヤマハ製電動カートをベースに、自動運転機能を追加※
- (4) 運行形態: 道路に敷設した電磁誘導線上を追従しながら時速 12km で走行  
車内にも遠隔地にも運転者を配置せずに自動運転車を運行
- (5) 運行日時: 土日祝日(年末年始除く)の 10 時～15 時にて定時運行
- (6) 利用料金: 大人 100 円/回、こども 50 円/回

※3月30日に自動運転車(レベル4)として道路運送車両法に基づき認可



特定自動運行を行う経路